

いばらき 県税ガイドブック

令和5年度



茨城県

目 次

1 茨城県の財政と県税

| | |
|-----------|---|
| 茨城県の財政 | 1 |
| 県税収入の確保 | 2 |
| 令和5年度当初予算 | 3 |
| 税金の種類 | 5 |

2 県税のあらまし

| | |
|-------------|----|
| 個人県民税 | 7 |
| 県民税配当割 | 13 |
| 県民税株式等譲渡所得割 | 13 |
| 県民税利子割 | 14 |
| 法人県民税 | 15 |
| 個人事業税 | 17 |
| 法人事業税 | 21 |
| 地方消費税 | 23 |
| 不動産取得税 | 25 |
| 県たばこ税 | 29 |
| ゴルフ場利用税 | 30 |
| 自動車税(種別割) | 31 |
| 自動車税(環境性能割) | 39 |
| 軽油引取税 | 40 |
| 鉱区税 | 42 |
| 狩猟税 | 42 |
| 県で課税する固定資産税 | 43 |
| 核燃料等取扱税 | 43 |

3 市町村税のあらまし

| | |
|------------|----|
| 個人市町村民税 | 44 |
| 法人市町村民税 | 44 |
| 軽自動車税(種別割) | 45 |
| 固定資産税 | 46 |
| 都市計画税 | 48 |
| 市町村たばこ税 | 48 |

4 国税のあらまし

| | |
|-----|----|
| 所得税 | 49 |
| 法人税 | 51 |
| 相続税 | 52 |
| 贈与税 | 54 |
| 消費税 | 55 |

5 県税の特別措置等について

| | |
|--|----|
| 東日本大震災により被害を受けられた方に対する救済措置について | 58 |
| 産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置(課税免除)について | 60 |
| 茨城県過疎地域等における県税の特別措置について | 61 |
| 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置について | 62 |
| 森林湖沼環境税 | 63 |
| 県税に係る社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度について | 64 |
| [給与支払者(事業主)の皆さまへ] 個人住民税は給与からの特別徴収が原則です! | 65 |
| 茨城県へのふるさと納税 | 67 |

6 県税の納付について

| | |
|------------------|----|
| 納税の猶予・減免・県税の救済など | 68 |
| 延滞金・加算金 | 69 |
| 県税の納付場所・方法 | 71 |
| 納税カレンダー | 72 |

7 税についてのお問い合わせ先

| | |
|------------------|----|
| 市町村税についてのお問い合わせ先 | 73 |
| 国税についてのお問い合わせ先 | 74 |
| 県税についてのお問い合わせ先 | 75 |
| 県税事務所管轄区域 | 78 |

【茨城県からのお知らせ】

| | |
|--|----------|
| 地方税電子申告システム「eLTAX (エルタックス)」をご利用ください | 14、16、22 |
| 個人事業税の納税は簡単便利な口座振替で | 19 |
| インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます | 24 |
| たばこは県内で買しましょう | 29 |
| ゴルフは県内でプレーしましょう | 30 |
| 年度途中で「他都道府県ナンバー」に変更したときは | 33 |
| ○「茨城県ナンバー」から「他都道府県ナンバー」に変更・移転登録した場合 | |
| ○「他都道府県ナンバー」から「茨城県ナンバー」に変更・移転登録した場合 | |
| ○車検を受ける場合のご注意 | |
| 便利な納税方法をご利用ください | 34 |
| ○スマートフォン決済アプリでの納税 | |
| ○クレジットカードでの納税 | |
| ○コンビニエンスストアでの納税 | |
| ○口座振替 | |
| ○自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS） | |
| 自動車税についてのよくあるご質問 | 38 |
| Q 自動車を譲ってくれた人に納税通知書が届く 手放した自動車の納税通知書が届く | |
| Q こわれて動かなくなった自動車に税金がかかっている | |
| Q 転居して住民票を移したのに納税通知書がこない | |
| Q 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）がない | |
| ☆ 登録手続きに関するお問い合わせ | |
| 不正軽油に関する情報は、不正軽油110番まで | 41 |
| 不正軽油に関わる全ての人が罰則の対象となります | 41 |

【計算してみましょう】

| | |
|-------------|----|
| ○個人住民税の計算例 | 12 |
| ○個人事業税の計算例 | 20 |
| ○不動産取得税の計算例 | 28 |

ホームページもあわせてご利用ください。

○県税のホームページへようこそ

アドレス：<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>
（茨城県ホームページの「茨城で暮らす」→「税金」→「くらしと県税」→「県税のホームページへようこそ」）



○県税関係の申請・届出様式のダウンロード

アドレス：<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>
（茨城県ホームページの「申請・届出様式ダウンロード」→「暮らし」→「税金」）



県財政の現状

県の自主財源の根幹をなす県税収入は、景気動向により大きく左右されるものでありますが、地方交付税等を含めた一般財源総額の大幅な増が見込めない一方、歳出面では、社会保障関係費等が増加しているため、義務的な経費は増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいます。

県債については、公共投資の縮減・重点化に努めてきたため、通常県債残高は、平成18年度末の1兆4,288億円をピークに縮減していますが、地方交付税の肩代わりのために発行した臨時財政対策債など国の制度による特例的県債の残高は、令和5年度末の見込みで9,248億円と、県債残高全体の約45%を占める規模に増加しています。

今後の県財政の見通しについては、下表のとおり試算しておりますが、引き続き歳出改革・歳入確保の取り組みを進め、未来に希望の持てる「新しい茨城づくり」を推進します。

財政収支見通し（試算）

（単位：億円）

| 区 分 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|----------------|--------|--------|--------|
| 歳入 | 県税・地方譲与税等 | 6,279 | 6,350 | 6,430 |
| | 地方交付税 | 1,964 | 2,060 | 2,110 |
| | 臨時財政対策債 | 164 | 60 | 0 |
| | 国庫支出金 | 1,647 | 1,280 | 1,280 |
| | 県債（臨時財政対策債を除く） | 675 | 860 | 840 |
| | その他歳入 | 2,193 | 1,850 | 1,630 |
| | 計（A） | 12,922 | 12,460 | 12,290 |
| 歳出 | 人件費 | 2,991 | 3,150 | 2,980 |
| | 社会保障関係費 | 1,664 | 1,710 | 1,750 |
| | 公債費 | 1,623 | 1,470 | 1,510 |
| | 投資的経費 | 1,462 | 1,570 | 1,560 |
| | 一般行政費 | 3,276 | 2,630 | 2,540 |
| | 税交付金等 | 1,906 | 1,930 | 1,950 |
| 計（B） | 12,922 | 12,460 | 12,290 | |
| 歳入不足額（A - B） | | - | 0 | 0 |

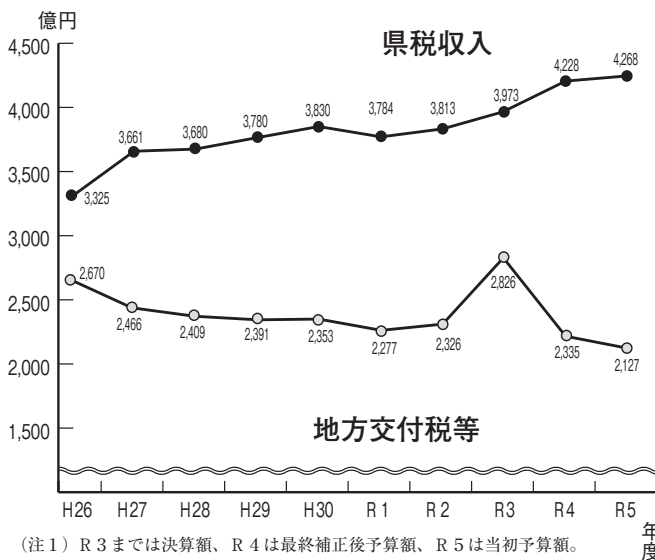
（注1）「県税等」は、県税と地方消費税清算金（歳入）の合計額。

県財政の健全化に向けて

県では、教育や福祉・医療の充実、雇用の確保、道路や下水道の整備など、県民生活の向上につながるサービスを安定して提供していくことができるよう、「茨城県総合計画」に基づき、総力をあげて、行財政改革に取り組んでいるところです。

県としましては、今後さらに徹底した改革を進め、財政健全化を図ってまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

県税及び地方交付税等の収入額の推移



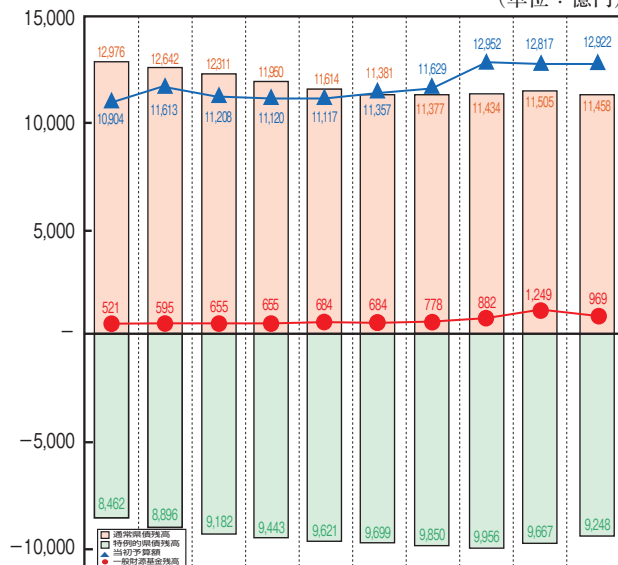
（注1）R3までは決算額、R4は最終補正後予算額、R5は当初予算額。

（注2）「地方交付税等」は、地方交付税と臨時財政対策債の合計額。

ただし、震災復興特別交付税を除く。

県債残高、当初予算及び一般財源基金残高の推移

（単位：億円）



（注1）「一般財源基金残高」及び「県債残高」は、R3までは決算額、R4は最終補正後予算額、R5は当初予算時見込額。

2 「特例的県債」は、地方交付税の肩代わりのために発行した臨時財政対策債や、減取補填債などである。

3 「通常県債」は、公共投資に充てた県債や、退職手当債、第三セクター等改革推進債などである。

第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～

第4部 「挑戦する県庁」への変革

第2章 「挑戦する県庁」に向けた取組

II 未来志向の財政運営

政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立

将来世代の受益につながる事業に大胆に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより限られた財源の有効活用を図り、本県が将来にわたって発展していくための健全な財政構造を確立します。

施策(2) 将来にわたって発展可能な健全な財政構造の確立

【幅広い手法による財源の確保】

○内容

法定外税や超過課税等の課税自主権の活用について研究を進めるとともに、滞納の未然防止のための納期内納付の推進や、滞納整理を通じて税の公平・公正性の確保を図ることにより、県税収入の確保に努めます。

○主な推進方策

- ・ 課税自主権の活用（法定外税、超過課税等）
- ・ 進行管理の徹底による適正な滞納整理
- ・ キャッシュレス化の推進による納税者の利便性の向上等

県税滞納額の推移

(単位：億円)

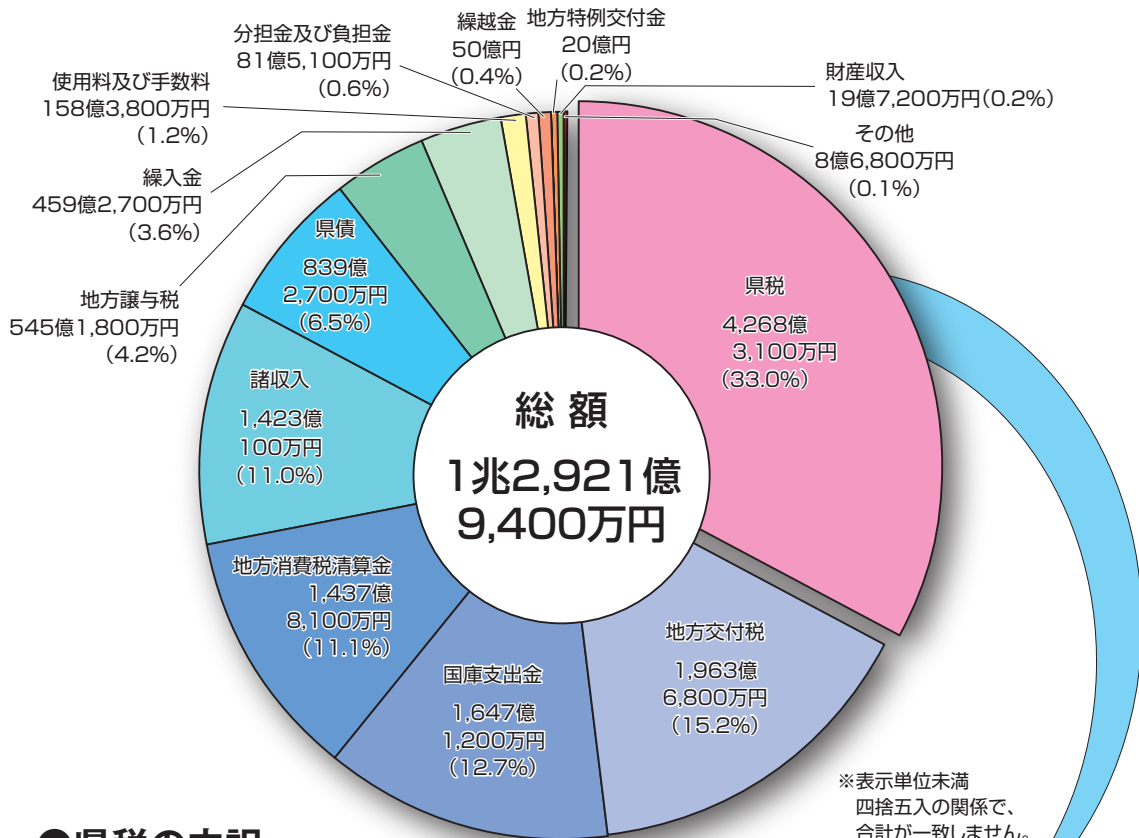
| 区分 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 県税全体 | 125 | 112 | 95 | 76 | 61 | 51 | 46 | 43 | 49 | 40 |
| 個人県民税(均等・所得割) | 92 | 84 | 71 | 57 | 46 | 39 | 35 | 32 | 30 | 29 |
| 県賦課徴収分 | 33 | 28 | 24 | 19 | 15 | 12 | 11 | 11 | 19 | 11 |
| 自動車税 | 22 | 18 | 14 | 11 | 9 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 |
| その他 | 11 | 10 | 10 | 8 | 6 | 6 | 5 | 6 | 15 | 7 |

令和5年度当初予算

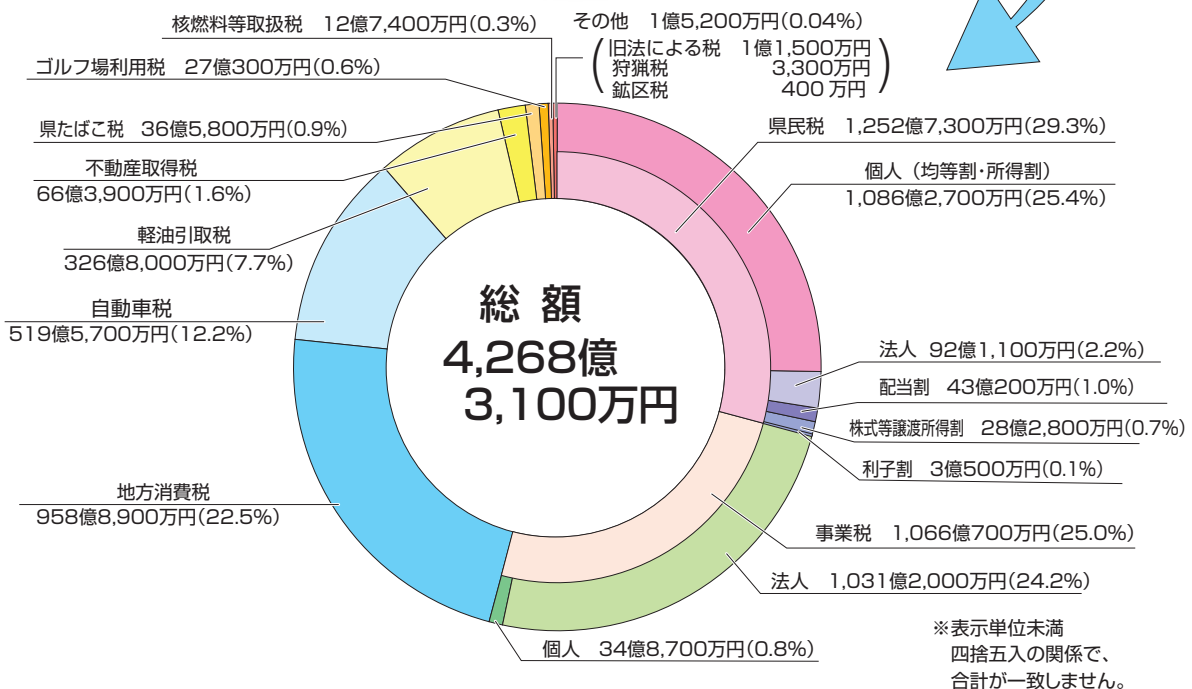
歳入予算

県の仕事に必要な財源は、県税、地方交付税、国庫支出金、県債などでまかなわれています。

令和5年度の茨城県の歳入予算額は、1兆2,921億9,400万円で、このうち県民のみなさまに納めていただく県税は、4,268億3,100万円となり、これは歳入全体の33.0%を占め、県の最も重要な財源となっています。

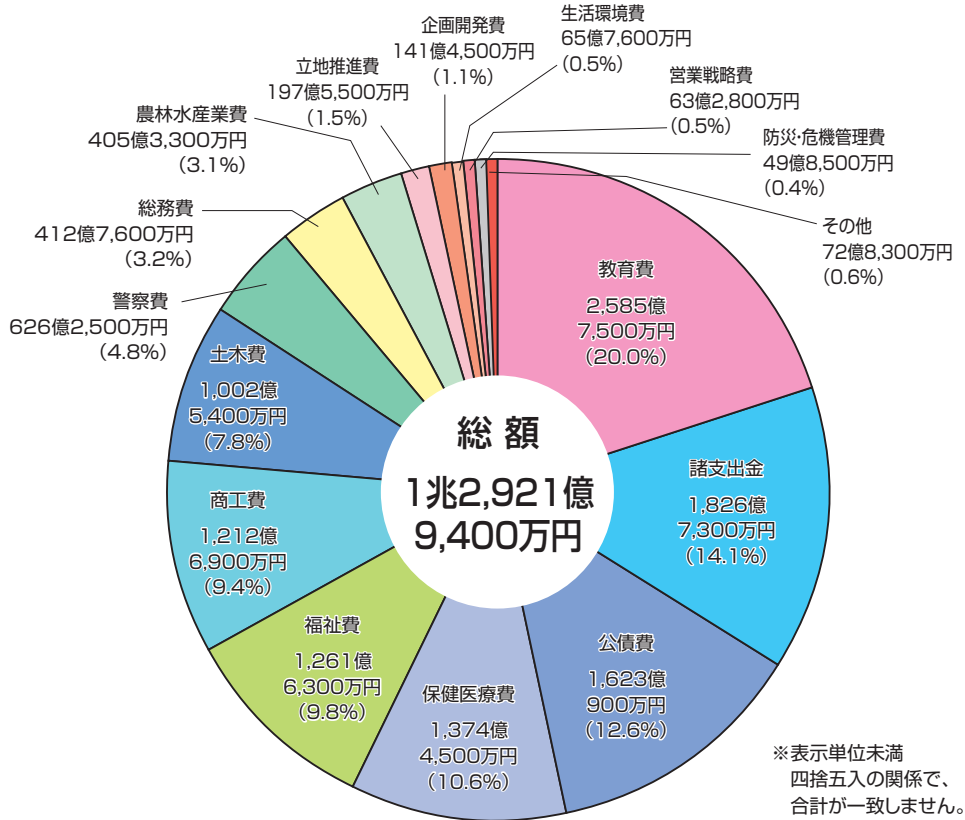


● 県税の内訳



歳出予算

県では、県民のみなさまの生活の向上と福祉の増進を図っていくため、さまざまな事業を行っています。



●県民1人当りに使われる金額 歳出予算を県民1人当りに換算すると…



茨城県の人口〔2,828,848人〕(令和5年4月1日現在)

税金の種類

1 茨城県の財政と県税

税金は、納め先によって「地方税（県税及び市町村税）」と「国税」に、納め方によって「直接税」と「間接税」に、使いみちによって「普通税」と「目的税」に分けられます。

地方税（地方公共団体に納める税金）

県税（県に納める税金） お問い合わせ先：最寄りの県税事務所（75 ページ参照）

| | | | |
|------|---------------------|--------------------------------|--|
| 直接税 | 県民税 | 個人（均等割・所得割） | 県内に住所等のある個人にかかります。 （「森林湖沼環境税」は、均等割に含まれます。） |
| | | 法人（均等割・法人税割） | 県内に事務所等のある法人にかかります。 （「森林湖沼環境税」は、均等割に含まれます。） |
| | | 利子割◆ | 金融機関から利子の支払いを受けるときにかかります。 |
| | | 配当割◆ | 上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかります。 |
| | | 株式等譲渡所得割◆ | 上場株式等の譲渡の対価の支払いを受けるときにかかります。 |
| | 事業税 | 個人 | 事業を営んでいる個人の所得にかかります。 |
| | | 法人◆ | 事業を営んでいる法人の所得にかかります。 |
| | 不動産取得税 | 土地や家屋などの不動産を取得したときにかかります。 | |
| | 自動車税（種別割） | 自動車の所有者にかかります。 | |
| | 自動車税（環境性能割）◆ | 自動車を取得したときにかかります。 | |
| | 鉱区税 | 鉱物を採掘する権利（鉱業権）を有する方にかかります。 | |
| | 県固定資産税 | 一定額を超える大規模の償却資産に対してにかかります。 | |
| | 核燃料等取扱税（法定外普通税） | 原子炉を設置し、核燃料を入れたとき等にかかります。 | |
| 狩猟税● | 狩猟者の登録を受けるときにかかります。 | | |
| 間接税 | 地方消費税◆ | 消費税がかかる取引に対して、消費税と併せてかかります。 | |
| | 県たばこ税 | 卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。 | |
| | ゴルフ場利用税◆ | ゴルフ場を利用したときにかかります。 | |
| | 軽油引取税 | 軽油の引取りをしたときにかかります。 | |

※ 税目は、都道府県によって異なります。

市町村税（市町村に納める税金） お問い合わせ先：お住まいの市町村（73 ページ参照）

| | | | |
|----------|--------------------------|---|-----------------------|
| 直接税 | 市町村税 | 個人（均等割・所得割） | 市町村内に住所等のある個人にかかります。 |
| | | 法人（均等割・法人税割） | 市町村内に事務所等のある法人にかかります。 |
| | 固定資産税 | 土地、家屋、償却資産（事業に使う機械など）の所有者にかかります。 | |
| | 軽自動車税（種別割） | 軽自動車やバイクなどの所有者にかかります。 | |
| | 軽自動車税（環境性能割） | 軽自動車やバイクなどを取得したときにかかります。 | |
| | 鉱産税 | 採掘した鉱物の価格に応じてかかります。 | |
| | 特別土地保有税 | 一定規模以上の土地を所有・取得したときにかかります。 （平成 15 年度以降課税停止） | |
| | 事業所税● | 指定都市などにおいて、一定規模以上の事業所などにかかります。 （茨城県では課税していません） | |
| | 都市計画税● | 市街化区域内の土地、家屋にかかります。 | |
| 国民健康保険税● | 国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。 | | |
| 間接税 | 市町村たばこ税 | 卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。 | |
| | 入湯税● | 鉱泉浴場に入浴したときにかかります。 | |

※ 税目は、市町村によって異なります。

国税（国に納める税金）

📞 お問い合わせ先：最寄りの税務署（74 ページ参照）

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 直接税 | 所得税 | 個人の1年間の所得に対してかかります。 |
| | 法人税 | 会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。 |
| | 相続税 | 財産を相続または遺贈により取得したときにかかります。 |
| | 贈与税 | 人から財産をもらったときにかかります。 |
| | 地方法人特別税 特別法人事業税 | 法人事業税の一部を分離して創設された税で、法人事業税の税額に対してかかります。 |
| | 地方法人税 | 法人住民税の一部を分離して創設された税で、法人税額に対してかかります。 |

| | | |
|-----|----------|--|
| 間接税 | 消費税 | 商品・製品の販売、物品の貸付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります。 |
| | 酒税 | 清酒、ビール、ウイスキーなどを製造場から出荷したときにかかります。 |
| | たばこ税 | たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。 |
| | たばこ特別税 | |
| | 揮発油税 | 自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときにかかります。 |
| | 地方揮発油税 | |
| | 石油ガス税 | 自動車に石油ガスを入れたときにかかります。 |
| | 航空機燃料税 | 航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。 |
| | 石油石炭税 | 原油や石炭を採取場から出荷したときまたは輸入したときにかかります。 |
| | 自動車重量税 | 車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車の重量に応じてかかります。 |
| | 関税 | 外国から輸入した貨物にかかります。 |
| | とん税 | 外国の貿易船が港へ入港したときにかかります。 |
| | 特別とん税 | |
| | 印紙税 | 契約書、受取書などで税法に定められた文書にかかります。 |
| | 登録免許税 | 不動産、船舶、会社の登録などにかかります。 |
| | 国際観光旅客税 | 船舶や航空機により日本から出国するときにかかります。 |
| | 電源開発促進税● | 電力を供給する会社の供給量に応じてかかります。 |

直接税…税金を負担する人が、国や地方公共団体に直接納める税金
間接税…実質的に税金を負担する人と、それを納める人が異なる税金

普通税（●以外）…使いみちが特定されておらず、一般的な財源にあてられる税金
目的税（●）…使いみちが特定されている税金

◆…納められた税額の一部が市町村に交付される税金

この税金は、県の行政に必要な経費を広く県民の皆さんに負担していただくためのものです。
個人県民税と個人市町村民税を合わせて一般に **住民税** とよばれています。



納める人

個人県民税には**均等割**と**所得割**があり、県内に住所のある個人などが納めます。

| 区 分 | 均等割 | 所得割 |
|--|-----|-----|
| その年の1月1日現在で県内に住所のある個人 | ○ | ○ |
| その年の1月1日現在で県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている個人でその市町村に住所を有しない方 | ○ | — |

○は納税義務があることを表します。



非課税

次のいずれかに該当する場合には、課税されません。

| | |
|--------------|---|
| 所得割と均等割とも非課税 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助を受けている方 障害者・未成年者・ひとり親・寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の方 前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方 |
| 所得割のみ非課税 | <ul style="list-style-type: none"> 前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 同一生計配偶者又は扶養親族を有しない方 45万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する方 $35 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族の数} + 1) + 42 \text{万円}$ |



申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所地の市町村役場へ、個人の市町村民税と合わせて申告します。ただし、給与所得や公的年金所得だけの方や、前年中に所得のなかった方などは申告の必要はありません。

なお、所得税の確定申告書を提出した方は、住民税の申告書の提出は必要ありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。



納税

1 給与所得者（特別徴収）

6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。

給与を支払う際に所得税の源泉徴収をしている給与支払者は、個人住民税（市町村民税+県民税）についても特別徴収の義務があります。（地方税法第321条の4）※詳細については65、66ページをご覧ください。

2 公的年金所得者（特別徴収）

4月、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

※ 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税を納める義務がある方が対象です。

3 上記1及び2以外の所得者（普通徴収）

市町村から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。



納める額

〈均等割〉

所得金額にかかわらず定額で課税されます。

| | |
|--------|--------|
| 税率(年額) | 2,500円 |
|--------|--------|

- ※ 森林湖沼環境税分1,000円を含みます。
森林湖沼環境税については、63ページをご覧ください。
- ※ 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含みます。(注)

〔注〕東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置

東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割税率に1,000円(県民税500円、市町村民税500円)が加算されます。

(参考) 個人市町村民税の均等割

| | |
|--------|--------|
| 税率(年額) | 3,500円 |
|--------|--------|

- ※ 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含みます。(注)

〈所得割〉

前年中の所得に対して課税されます。

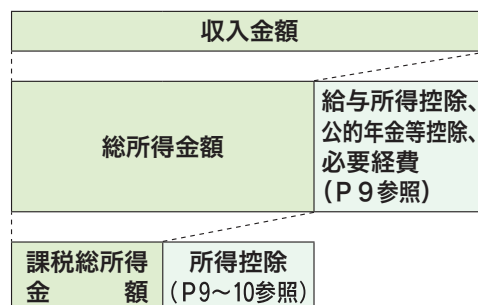
$$\text{納付税額} = \frac{\text{課税総所得金額}}{\text{前年中の総所得金額} - \text{所得控除}} \times 1 \times \text{税率} \times 2 - \text{税額控除額}$$

※1 課税総所得金額とは？

所得の種類ごとに、収入金額から必要経費又は法律で定められた一定の控除額(給与所得控除、公的年金等控除など)を控除した金額を「所得金額」といいます(所得金額の合計が「総所得金額」です)。

総所得金額から各種所得控除(9~10ページ参照)を行った金額が、「課税総所得金額」となります。

ただし、土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、退職所得等については、他の所得と区分して、個別にそれぞれ決められた方法で税額を計算します(分離課税)。



※2 税率

| | |
|----|----|
| 税率 | 4% |
|----|----|

(参考) 個人市町村民税の所得割

| | |
|----|----|
| 税率 | 6% |
|----|----|

●所得の種類と計算方法

| 種類 | 内容 | 計算方法 |
|-------|-----------------------------|--|
| 利子所得 | 預貯金、国債などの利子の所得 | 収入金額 |
| 配当所得 | 株式、出資の配当などの所得 | 収入金額 - 株式などを取得するための借入金の利子 |
| 事業所得 | 商工業、農業など事業を行っている場合の所得 | 総収入金額 - 必要経費 |
| 不動産所得 | 土地、建物などを貸している場合の所得 | 総収入金額 - 必要経費 |
| 給与所得 | 給料、賃金、ボーナスなどの所得 | 収入金額 - 給与所得控除額 |
| 退職所得 | 退職手当、一時恩給などの所得 | (収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ |
| 譲渡所得 | 土地、建物、ゴルフ会員権などを売った場合の所得 | 総収入金額 - 売却した資産の取得費・譲渡費用 - 特別控除額 |
| 山林所得 | 山林の立木を売った場合の所得 | 総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 |
| 一時所得 | 生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得 | (総収入 - 収入を得るために支出した費用 - 特別控除額) × $\frac{1}{2}$ |
| 雑所得 | 恩給、年金などの所得 | 公的年金等収入金額 - 公的年金等控除額 |
| | 営業でない貸金の利子など、上記所得にあてはまらない所得 | 総収入金額 - 必要経費 |

●給与所得控除額の計算方法

| 給与収入の金額（年収） | 控 除 額 |
|-----------------|-------------------|
| 55万円以下 | 全額 |
| 55万円超162万5千円以下 | 55万円 |
| 162万5千円超180万円以下 | 給与の収入金額×40%－ 10万円 |
| 180万円超360万円以下 | 給与の収入金額×30%＋ 8万円 |
| 360万円超660万円以下 | 給与の収入金額×20%＋ 44万円 |
| 660万円超850万円以下 | 給与の収入金額×10%＋110万円 |
| 850万円超 | 195万円 |

（注）実際は、給与収入が660万円未満の場合は、所得税法別表第5により給与所得の金額を求めます。

●公的年金等控除額の計算方法

| 年齢区分 | 公的年金等収入の金額（年収） | 控 除 額 |
|---------|------------------|-----------------|
| 65歳以上の者 | 330万円未満 | 110万円（最低控除額） |
| | 330万円以上410万円未満 | 収入金額×25%＋27万5千円 |
| | 410万円以上770万円未満 | 収入金額×15%＋68万5千円 |
| | 770万円以上1,000万円未満 | 収入金額×5%＋145万5千円 |
| | 1,000万円以上 | 195万5千円 |
| 65歳未満の者 | 130万円未満 | 60万円 |
| | 130万円以上410万円未満 | 収入金額×25%＋27万5千円 |
| | 410万円以上770万円未満 | 収入金額×15%＋68万5千円 |
| | 770万円以上1,000万円未満 | 収入金額×5%＋145万5千円 |
| | 1,000万円以上 | 195万5千円 |

（注1）公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

（注2）年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

（注3）公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額します。

（注4）公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額します。

●所得控除

〈人的控除〉

| 種 類 | 対 象 者 | 控 除 額 | | 差 額 |
|---------|---|---------------------------|-----------------------|--------|
| | | 令和5年度 住 民 税 | 〔参考〕 令和4年 所 得 税 | |
| 基礎控除 | ・本人（注1） | 43万円 | 48万円 | 5万円 |
| 配偶者控除 | ・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が48万円以下である者（控除対象配偶者）（注2） | 最高33万円 | 最高38万円 | 最高5万円 |
| | ・70歳以上の控除対象配偶者（注2） | 最高38万円 | 最高48万円 （本人の所得による） | 最高10万円 |
| 配偶者特別控除 | ・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない年間所得金額が133万円以下の者（注2） | 最高33万円 （本人及び配偶者の所得による） | 最高38万円 | 最高5万円 |
| 扶養控除 | ・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が48万円以下である者（扶養親族）（注3） | 33万円 | 38万円 | 5万円 |
| | ・19歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族） | 45万円 | 63万円 | 18万円 |
| | ・70歳以上の扶養親族 | 38万円 | 48万円 | 10万円 |
| | （同居老親等加算） ・70歳以上の扶養親族が本人と同居している場合 | +7万円 | +10万円 | +3万円 |
| 障害者控除 | ・本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合 | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| | （特別障害者控除） ・上記の者が特別障害者である場合 | 30万円 | 40万円 | 10万円 |
| | （同居特別障害者加算） ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合 | +23万円 | +35万円 | +12万円 |
| ひとり親控除 | ・現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子を有する者（注4）（注5） | 30万円 | 35万円 | 5万円 |
| 寡婦控除 | ①夫と離婚した後婚姻していない者で、扶養親族を有する者（注4）（注5） | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| | ②夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない者等（注4）（注5） | | | |
| 勤労学生控除 | ・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等（注6） | 26万円 | 27万円 | 1万円 |

（注1）本人の年間所得が2,400万円以下の場合

（注2）本人の年間所得が1,000万円以下の場合

（注3）16歳未満の扶養控除は廃止

（注4）本人の年間所得が500万円以下の場合

（注5）事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の者がいない者

（注6）本人の年間所得が75万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下の場合

〈その他の所得控除〉

| 種 類 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-----------|-----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|--|---------------|---|---|---------------|-------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------|---------------|-----------|
| | 令和5年度住民税 | (参考) 令和4年分所得税 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雑損控除 | 次のいずれか多い方の金額 ①(令和4年中の損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②令和4年中の災害関連支出の金額－5万円 | 次のいずれか多い方の金額 ①(令和4年中の損失額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ②令和4年中の災害関連支出の金額－5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療費控除 (A又はBの選択適用) | A (令和4年中の医療費－保険等により補填された金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い方の金額) 最高200万円 | (令和4年中の医療費－保険等により補填された金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い方の金額) 最高200万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B (令和4年中の特定一般用医薬品等購入費の額－保険等により補填された金額)－1万2千円 最高8万8千円 | (令和4年中の特定一般用医薬品等購入費の額－保険等により補填された金額)－1万2千円 最高8万8千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会保険料控除 | 令和4年中に支払った金額 | 令和4年中に支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 令和4年中に支払った金額 | 令和4年中に支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生命保険料控除 | ①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え、32,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え、56,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 12,000円以下 | 支払った金額 | 12,000円を超え、32,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+6,000円 | 32,000円を超え、56,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+14,000円 | 56,000円を超える場合 | 一律28,000円 | ①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超え、40,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え、80,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円を超える場合</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 20,000円以下 | 支払った金額 | 20,000円を超え、40,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+10,000円 | 40,000円を超え、80,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+20,000円 | 80,000円を超える場合 | 一律40,000円 |
| | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12,000円以下 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12,000円を超え、32,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+6,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32,000円を超え、56,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+14,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 56,000円を超える場合 | 一律28,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20,000円以下 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20,000円を超え、40,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40,000円を超え、80,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+20,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 80,000円を超える場合 | 一律40,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約)) ④と⑤それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え、40,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え、70,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 新旧契約併せて合計控除限度額は70,000円になります。 | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 15,000円以下 | 支払った金額 | 15,000円を超え、40,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+7,500円 | 40,000円を超え、70,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+17,500円 | 70,000円を超える場合 | 一律35,000円 | ④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約)) ④と⑤それぞれで控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>25,000円を超え、50,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超え、100,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> 新旧契約併せて合計控除限度額は120,000円になります。 | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 25,000円以下 | 支払った金額 | 25,000円を超え、50,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+12,500円 | 50,000円を超え、100,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+25,000円 | 100,000円を超える場合 | 一律50,000円 | |
| 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15,000円以下 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15,000円を超え、40,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+7,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40,000円を超え、70,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+17,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 70,000円を超える場合 | 一律35,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25,000円以下 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25,000円を超え、50,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+12,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50,000円を超え、100,000円以下の場合 | 支払った金額×1/4+25,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100,000円を超える場合 | 一律50,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震保険料控除 | ①地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律25,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 50,000円以下 | 支払った金額×1/2 | 50,000円を超える場合 | 一律25,000円 | ①地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 50,000円以下 | 支払った金額 | 50,000円を超える場合 | 一律50,000円 | | | | | | | | |
| | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50,000円以下 | 支払った金額×1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50,000円を超える場合 | 一律25,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50,000円以下 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50,000円を超える場合 | 一律50,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え、15,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> 地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は25,000円になります。 | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 5,000円以下 | 支払った金額 | 5,000円を超え、15,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+2,500円 | 15,000円を超える場合 | 一律10,000円 | ②旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年中に支払った金額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>10,000円を超え、20,000円以下の場合</td> <td>支払った金額×1/2+5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超える場合</td> <td>一律15,000円</td> </tr> </tbody> </table> 地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は50,000円になります。 | 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | 10,000円以下 | 支払った金額 | 10,000円を超え、20,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+5,000円 | 20,000円を超える場合 | 一律15,000円 | | | | | |
| 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000円以下 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000円を超え、15,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15,000円を超える場合 | 一律10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年中に支払った金額 | 控 除 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000円以下 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000円を超え、20,000円以下の場合 | 支払った金額×1/2+5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20,000円を超える場合 | 一律15,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄附金控除 | 平成21年度分以後は税額控除となる(次ページ参照) | (令和4年中に支出した特定の寄附金の総額又は総所得金額の40%のいずれか少ない金額)－2千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

●税額控除

〈税源移譲の実施に伴い新設された制度〉

＊調整控除（平成19年度分の住民税から適用）

基礎控除や扶養控除などの人的控除額（9ページ参照）は、所得税より住民税の方が低く定められているため、同じ収入を有していても、課税所得金額は住民税の方が大きくなります。このため、税源移譲に伴い、単純に住民税の税率を引き上げ、所得税の税率を引き下げた場合、負担増が生じることになります。「調整控除」は、この人的控除額の差に基づき生じる負担増を調整するため、住民税から下表の額を控除するものです。

| 区 分 | 控 除 額 |
|------------------------|---|
| 合計課税所得金額 200万円以下の場合 | ①または②のいずれか少ない金額の5%（県民税2%、市民税3%） ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額 |
| 合計課税所得金額 200万円超の場合 | {人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）} ×5%（県民税2%、市民税3%） ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。 |

＊住宅ローン控除（平成22年度分の住民税から適用）

政府が実施する生活対策の一つとして、平成21年度の税制改正で新たに創設された制度です。前年度の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、所得税における住宅ローン控除額が所得税額より大きく、所得税から控除しきれない額が生じる場合には、その額を翌年度分の住民税から控除するものです。

| 対象者 | 控除額 |
|---------------------------------------|---|
| 平成21年1月1日から 平成26年3月31日まで に入居した方 | ①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額（97,500円が限度） |
| 平成26年4月1日から 令和3年12月31日まで に入居した方 | ①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じた額（136,500円が限度） |
| 令和4年1月1日から 令和7年12月31日まで に入居した方 | ①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額（97,500円が限度） |

（注）市町村への申告は不要です。ただし、確定申告や年末調整により、所得税の住宅ローン控除を受けるための手続きは必要です。

〈その他の税額控除〉

寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などがあります。

＊寄附金税額控除（平成21年度分の住民税から適用）

都道府県・市区町村等に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、住民税額から控除するものです。

| 個人県民税の寄附金税額控除の対象寄附金 | |
|---|--|
| 1 | 総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」） |
| 2 | 茨城県共同募金会及び日本赤十字社茨城県支部に対する寄附金 |
| 3 | 茨城県県税条例で指定されている寄附金 →所得税の寄附金控除の対象寄附金（①財務大臣が指定した寄附金②特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人（所轄庁の証明を受けているもの）、社会福祉法人、更生保護法人）に対する寄附金③特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭④認定NPO法人に対する寄附金）のうち、次に掲げるもの (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 (2) 茨城県知事又は茨城県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行うものとされた公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (3) 県内に従たる事務所のみ有する学校法人及び社会福祉法人に対する寄附金 |
| 個人県民税の寄附金税額控除の控除額の算出方法等 | |
| 総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する（ふるさと納税）は、次の1と2の合計額を税額から控除。それ以外の寄附金は、次の1のみを税額から控除。 1（寄附金額－2,000円）×4%（市町村民税は6%） 2（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の税率（復興特別所得税含む））×5分の2（市町村民税は5分の3） ※ 1の寄附額は、総所得金額の30%を限度 ※ 2の額は、個人住民税所得割額（調整控除額控除後の額）の2割を限度 | |

（注）寄附金税額控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。なお、一定の条件を満たす給与所得者等の方を対象として、確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。詳しくは茨城県総務部税務課ホームページをご覧ください。

●パートと税金

| 令和4年中のパート収入 | パートをした本人に税金がかかるかどうか | | パートをした方の配偶者の所得から配偶者控除が受けられるかどうか | |
|-------------------|---------------------|-------|---------------------------------|--------|
| | 住民税所得割 | 所得税 | 住民税 | 所得税 |
| 100万円以下 | かからない | かからない | 受けられる | 受けられる |
| 100万円超 103万円以下 | かかる | | | |
| 103万円超 | | | かかる | 受けられない |

(注) 住民税均等割は、市町村によって税金がかかる収入が異なります(7ページ参照)ので、お住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

計算してみましょう

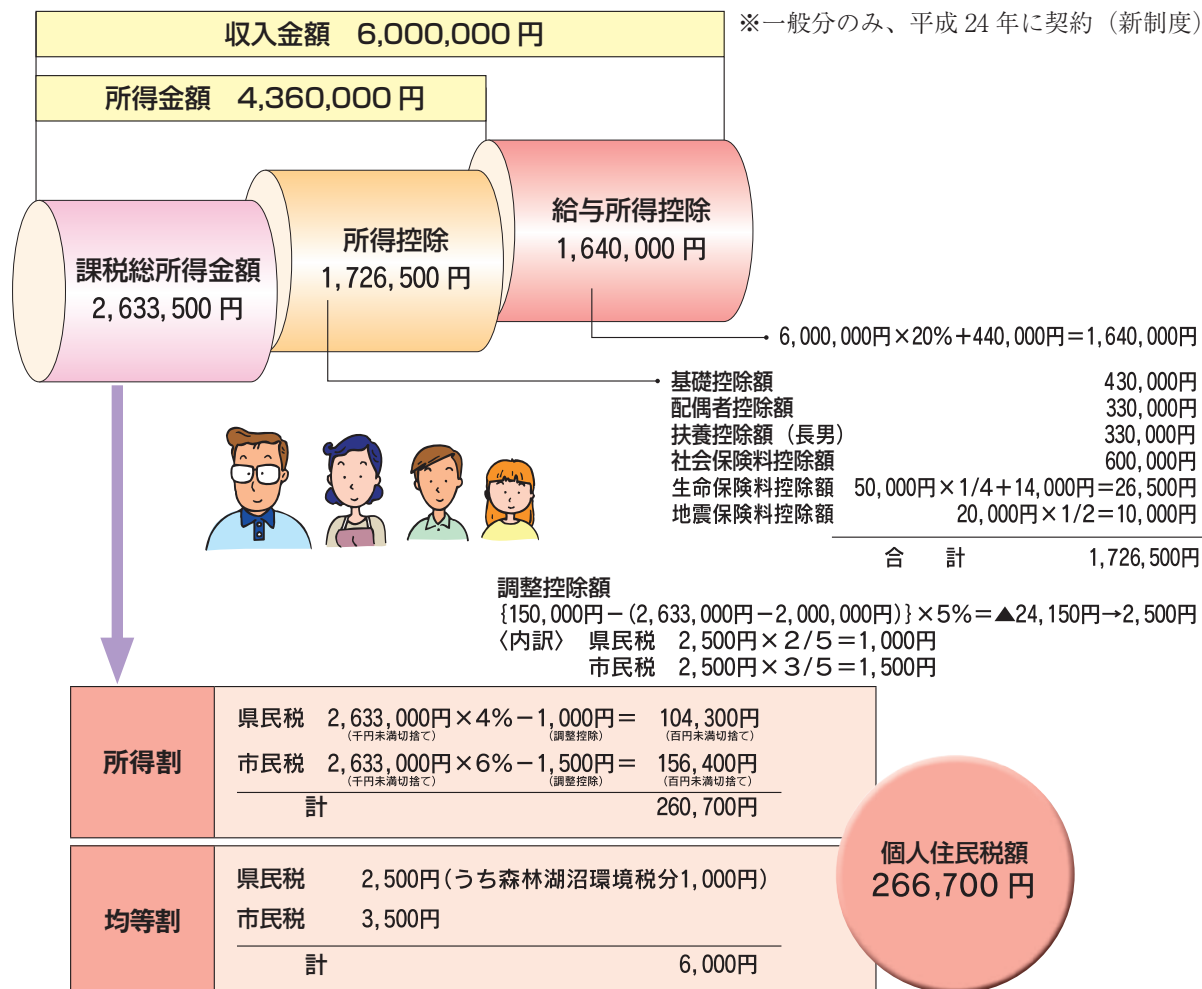
個人住民税の計算例

水戸市に住む4人家族の個人住民税(県民税・市町村民税)は、いくらになるでしょう。

(家族構成)

(令和4年中の収支等)

| | | | |
|-------|------------|-------|------------|
| 本人 | サラリーマン | 収入 | 6,000,000円 |
| 妻 | 専業主婦 | 社会保険料 | 600,000円 |
| 子(長男) | 高校2年生(17才) | 生命保険料 | 50,000円※ |
| 子(長女) | 中学3年生(15才) | 地震保険料 | 20,000円 |



(この計算例は、令和5年4月1日現在の法律に基づいて作成したものです。)

県民税配当割

2 県税のあらまし

上場法人等から受け取る上場株式等の配当や特定公社債（国債・地方債・上場公社債・公募公社債など）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配等について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、配当等の支払いをする上場法人などを通じて納めます。



納める人

県内に住所があり、一定の配当などの支払いを受ける人が、配当などの支払いをする株式会社などを通じて納めます。



納める額

$$\text{税額} = \text{一定の上場株式等の配当などの額} \times 5\%$$



申告と納税

上場法人等が特定配当等から税額を差引き、毎月分をまとめて翌月の10日までに申告し、納税します。ただし、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）にかかる配当等については翌年の1月10日までに申告し、納税します。



非課税

次の配当等には課税されません。

| 区 分 | | 非課税限度額 |
|------|------------------|---------|
| 障害者等 | 少額公債非課税制度(特別マル優) | 元本350万円 |

- 1 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。
- 2 表以外にも、少額投資非課税制度（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）における非課税口座又は未成年者口座内での配当等は非課税となります。



市町村への交付

県に納められた県民税配当割から、事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

2 県税のあらまし

証券会社等から受け取る上場株式等の譲渡益について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、上場株式等の譲渡益の支払いをする証券会社などを通じて納めます。

なお、県民税配当割と同じく、上場株式等の譲渡益についても、少額投資非課税制度（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）の対象となります。



納める人

県内に住所があり、源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得などの支払いを受ける人が源泉徴収選択口座を開設した証券会社等を通じて納めます。



納める額

$$\text{税額} = \text{源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得などの額} \times 5\%$$



申告と納税

証券会社等が源泉徴収選択口座内の年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納税します。



市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割から、事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

金融機関などから受け取る預貯金などの利子等について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、利子等の支払いをする金融機関などを通じて納めます。



納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※ 利子等とは？…特定公社債以外の公社債の利子、預貯金の利子のほかに、抵当証券、掛金、金貯蓄（投資）口座、一時払保険等の金融類似商品の収益も含まれます。



納める額

$$\text{税額} = \text{利子等の額} \times 5\%$$



申告と納税

金融機関などが利子等から税額を差引き、毎月分をまとめて翌月の10日までに申告し、納税します。



非課税

次の利子等には課税されません。

| | 区 分 | 非課税限度額 |
|---------|----------------|------------------|
| 障 害 者 等 | 少額預金非課税制度（マル優） | 元本350万円 |
| 勤 労 者 | ①財産形成住宅貯蓄 | 元本、①、②をあわせて550万円 |
| | ②財産形成年金貯蓄 | |

- 1 利子等についての非課税手続には、金融機関等の窓口にて非課税貯蓄申告書等を提出することが必要です。
- 2 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。
- 3 表以外に所得税法等において非課税とされている利子等があります（当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、こども銀行預貯金の利子など）。



市町村への交付

県に納入された県民税利子割のうち、個人の納めた部分から事務費を控除した額の5分の3が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割は、令和3年10月1日から電子申告・電子納税を行うことができるようになりました。詳しくは16ページをご覧ください。

この税金は、会社などの法人も、個人（自然人）と同様に財産を持ったり、生産や販売などといった活動を行っていることから、県の行政に必要な経費を個人と同様に広く負担していただくものです。法人事業税と同様に、自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。



納める人

法人県民税には均等割と法人税割があり、県内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

| 法 人 | | 均等割 | 法人税割 |
|----------------------------------|-------------|-----|------|
| 県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人 | | ○ | ○ |
| 県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人 | | ○ | — |
| 県内に事務所、事業所、寮等を有する、法人でない社団又は財団 | 収益事業を営むもの | ○ | ○ |
| | 収益事業を営まないもの | — | — |
| 非課税に該当しない公益法人など | 収益事業を営むもの | ○ | ○ |
| | 収益事業を営まないもの | ○ | — |

○は申告・納税義務があることを表します。



非課税

次の法人には課税されません。

- 1 国、非課税独立行政法人、都道府県、市町村、地方公共団体の組合など
- 2 収益事業を営まない、一部の公益法人等（日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など）や労働組合など



納める額

| 区 分 | 均等割 (年額) | 法 人 税 割 | | | |
|--------------------------------|-------------|--|-----------------------|--------------------------|-----------------------|
| | | 平成26年10月1日以後かつ令和元年 9月30日までに開始した事業年度 | | 令和元年10月1日以後に 開始した事業年度 | |
| | | 法人税額 年1,000万円以下 | 法人税額 年1,000万円超 | 法人税額 年1,000万円以下 | 法人税額 年1,000万円超 |
| 資本金等の額*が 50億円を超える法人 | 880,000円 | 法人税額 × 4.0%(税率) | 法人税額 × 4.0%(税率) | 法人税額 × 1.8%(税率) | 法人税額 × 1.8%(税率) |
| 資本金等の額*が10億円を 超え50億円以下の法人 | 594,000円 | | | 法人税額 × 1.8%(税率) | |
| 資本金等の額*が1億円を 超え10億円以下の法人 | 143,000円 | 法人税額 × 3.2%(税率) | 法人税額 × 1.0%(税率) | 法人税額 × 1.0%(税率) | |
| 資本金等の額*が1,000万円を 超え1億円以下の法人 | 55,000円 | | | 法人税額 × 1.0%(税率) | |
| 資本金等の額*が 1,000万円以下の法人 | 22,000円 | | | | |
| 公益法人など | | | | | |

(注1)「資本金等の額」とは、法人税における資本金等の額又は連結個別資本金等の額をいいます。

(注2)均等割については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度の申告から森林湖沼環境税として10%が加算されております。森林湖沼環境税については、63ページをご覧ください。

(注3)法人税割については、資本金等の額1億円超又は法人税額年1,000万円超の法人を対象に、標準税率（3.2%又は1.0%）に0.8%を上乗せする超過税率を適用しています。

* 法人県民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額になりました。



申告と納税

| 申告の種類 | | 納める税額 | 申告と納税の期限 |
|--|-----------------|---|---|
| 中間申告 〔事業年度が6か月を超え、 法人税の中間申告額が10 万円を超える法人〕 | 予定申告 | 前事業年度の 法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ +均等割額 $\times \frac{\text{算定期間中に事務所等を有していた月数}}{12}$ | 事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内 |
| | 仮決算に基づく 中間申告 | 法人税額 \times 税率 +均等割額 $\times \frac{\text{算定期間中に事務所等を有していた月数}}{12}$ | |
| 確定申告 | | (法人税額 \times 税率 + 均等割額) — 中間納付額 | 事業年度終了の日 から2か月以内 〔法人税の申告納付期限が 延長された旨の届出をし た法人については当該延 長された申告納付期限内〕 |
| 法人税が課税されない公益法人など | | 均等割額 | 4月30日 |

(注) 茨城県以外の都道府県にも事務所又は事業所がある法人の法人税割額については、関係都道府県ごとの従業者数を基準(「分割基準」といいます。)にして、あん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

● 地方法人税(国税)について

地域間の税源の偏在を是正するため、平成26年10月の法人県民税法人税割の税率引下げの際に、地方法人税(国税)が創設されました。

令和元年10月の法人県民税法人税割の税率引下げに伴い、当該引下げ相当分が新たに地方法人税(国税)に加算されました(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

- 「eLTAX(エルタックス)」とは……
地方公共団体で組織した「地方税共同機構」が運営する、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
- 電子申告のメリット
 - ・インターネットでオフィスや自宅から申告・申請届出等を行うことができます。
 - ・複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。
- eLTAXを利用できる方
 - ・利用可能対象税目に係る申告等手続きを行う方
 - ・税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方
- 利用できる手続き
 - ・法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告及び納税
 - ・法人設立・設置届出、異動届等の届出
 - ・県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の申告及び納税
- ご利用に必要なもの
 - ・パソコンとインターネットへの接続が可能な環境
 - ・電子証明書の取得(利用届出や申告データの送付の際に、電子証明書による電子署名を行います。)
※平成19年4月から、税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書が不要となりました。
 - ・利用者IDの取得、PCデスクの入手(eLTAXホームページからダウンロードできます。)
- お問い合わせ
eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



この税金は、個人が事業を行う際に利用する道路などの公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくものです。



納める人

県内に事務所又は事業所があり、下の表に掲げる事業を行っている個人



納める額

$$\text{税額} = \text{事業の課税所得金額} \times \text{税率}$$

| 区 分 | 事 業 の 種 類 | | | | 税 率 |
|---------------|--|-------------|---------------|------------|---------|
| 第一種事業 (37 業種) | 物品販売業 | 運送取扱業 | 料理店業 | 遊覧所業 | 5% |
| | 保 険 業 | 船舶定係場業 | 飲 食 店 業 | 商品取引業 | |
| | 金 銭 貸 付 業 | 倉 庫 業 | 周 旋 業 | 不動産売買業 | |
| | 物品貸付業 | 駐 車 場 業 | 代 理 業 | 広 告 業 | |
| | 不動産貸付業 | 請 負 業 | 仲 立 業 | 興 信 所 業 | |
| | 製 造 業 | 印 刷 業 | 問 屋 業 | 案 内 業 | |
| | 電気供給業 | 出 版 業 | 両 替 業 | 冠 婚 葬 祭 業 | |
| | 土石採取業 | 写 真 業 | 演 劇 興 行 業 | | |
| | 電気通信事業 | 席 貸 業 | 遊 技 場 業 | | |
| | 運 送 業 | 旅 館 業 | 公衆浴場業のうちサウナなど | | |
| 第二種事業 (3 業種) | 畜 産 業 | 水 産 業 | 薪炭製造業 | | 4% |
| 第三種事業 (30 業種) | 医 業 | 公 証 人 業 | 設計監督者業 | 公衆浴場業のうち銭湯 | 5% |
| | 歯 科 医 業 | 弁 理 士 業 | 不動産鑑定業 | 歯科衛生士業 | |
| | 薬 剤 師 業 | 税 理 士 業 | デ ザ イ ン 業 | 歯科技工士業 | |
| | 獣 医 業 | 公 認 会 計 士 業 | 諸 芸 師 匠 業 | 測 量 士 業 | |
| | 弁 護 士 業 | 計 理 士 業 | 理 容 業 | 土地家屋調査士業 | |
| | 司 法 書 士 業 | 社会保険労務士業 | 美 容 業 | 海事代理士業 | |
| | 行 政 書 士 業 | コンサルタント業 | ク リ ー ニ ン グ 業 | 印 刷 製 版 業 | |
| | あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業 (カイロプラクティック等を含む) | | | | 装 蹄 師 業 |

(注) 第二種事業を営む方で、家族や同居の親族の年間延労働日数が使用人などの年間延労働日数を超える場合には、事業税はかかりません。

●事業の課税所得金額とは？

前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引き、損失の繰越控除、事業主控除などの各種控除を行った金額です。

●事業の必要経費

事業の必要経費とは、仕入品の原価、原料品の代価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、公租公課（事業税・固定資産税・自動車税など）、使用人の給料、事業専従者控除等で事業の収入をあげるために必要ないっさいの経費をいいます。

なお、事業専従者控除に関して、青色申告者と白色申告者の控除額はそれぞれ以下ようになります。

| 事業専従者控除 | 青色申告者 | 白色申告者 |
|--------------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する方がいる場合 | 事業専従者に支払われた給与額を控除できます。 | 配偶者………86万円 配偶者以外…50万円 (注) |

(注) $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$ により算出した額が上記金額よりも低い場合には、その金額が控除となります。

●各種控除

| 種 類 | 青色申告者 | 白色申告者 |
|--|---|------------------|
| 1 損失の繰越控除 事業による所得が損失（赤字）となる場合 | 損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。 | 控除できません。 |
| 2 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・火災などにより事業に使っていた資産（建物・機械・車両など）が被害を受け、損失が生じた場合 | 損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。 ※東日本大震災による被災事業用資産の損失については5年にわたって控除できます。 | |
| 3 事業用資産の譲渡損失の控除及び 事業用資産の譲渡損失の繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械・車両などを譲渡したため損失が生じた場合 | 損失の生じた年及び翌年から3年にわたって控除できます。 | 損失の生じた年のみ控除できます。 |
| 4 事業主控除 | 年額 290 万円控除できます。 (事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算します。) | |

¥ 課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61～62ページをご覧ください。



申告

3月15日までに前年分の事業の所得について申告します。

年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1か月以内（事業主の死亡による廃止の場合は4か月以内）にその年の1月1日から事業廃止の日までの所得について申告します。

なお、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人事業税の申告書を提出する必要はありませんが、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」又は住民税申告書の「事業税に関する事項」欄は、必ず記載してください。



納税

県税事務所から送られる納税通知書により納めます。

納める期間は次のとおりです。ただし、税額が10,000円以下の場合は第1期に全額を納めます。

| | |
|-----|------------------|
| 第1期 | 8月21日から8月31日まで |
| 第2期 | 11月21日から11月30日まで |

※上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

茨城県からのお知らせ

個人事業税の納税は簡単便利な口座振替で

○口座振替

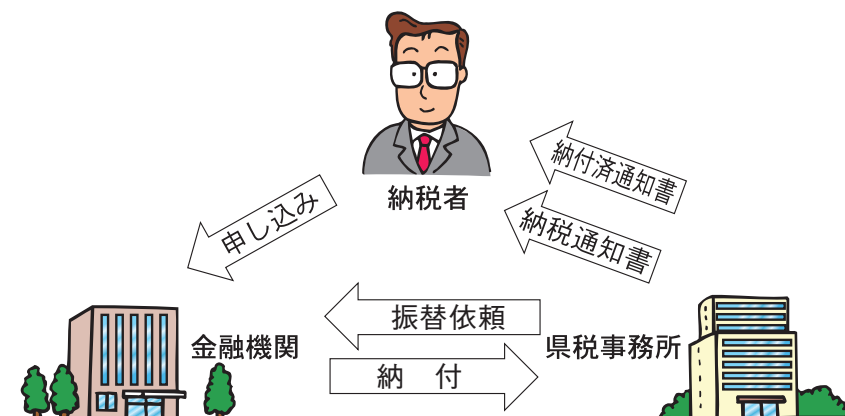
個人事業税は、口座振替により納税することができます。納期限の日に預金口座から振替納税されるので、納め忘れの心配や納期のたびに金融機関等に出向く必要がなくなり大変便利です。

お申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ金融機関に提出してください。

詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

○口座振替による納税の仕組み

金融機関が納税者に代わってご指定の預金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。



計算してみましょう

個人事業税の計算例

夫婦で青果店を営んでいるAさんは、昨年の年間売上が2,200万円でした。そのうち仕入原価などの必要経費が1,600万円で、奥さんに年間150万円の給与を支給していました。また、おととしの台風で建物に100万円の損害を受けた結果、おととしの事業所得は140万円の赤字でした。

青果店を営んでいるAさんは、物品販売業（第一種事業）に該当し、税率は5%になります。

Aさんが青色申告者の場合

| | | | |
|---------|---|-------------------|-------------|
| 年間総収入 | 22,000,000円 | 必要経費 | 16,000,000円 |
| 事業専従者控除 | 1,500,000円 | 損失の繰越控除(被災損失分を含む) | 1,400,000円 |
| 事業主控除 | 2,900,000円 | | |
| 課税所得金額 | $22,000,000円 - 16,000,000円 - 1,500,000円 - 1,400,000円 - 2,900,000円 = 200,000円$ | | |
| 税 額 | $200,000円 \times 0.05 = 10,000円$ | | |

年税額10,000円を、8月に全額納めることになります。

Aさんが白色申告者の場合

| | | | |
|---------|---|-----------------|-------------|
| 年間総収入 | 22,000,000円 | 必要経費 | 16,000,000円 |
| 事業専従者控除 | 860,000円 | 被災事業用資産の損失の繰越控除 | 1,000,000円 |
| 事業主控除 | 2,900,000円 | | |
| 課税所得金額 | $22,000,000円 - 16,000,000円 - 860,000円 - 1,000,000円 - 2,900,000円 = 1,240,000円$ | | |
| 税 額 | $1,240,000円 \times 0.05 = 62,000円$ | | |

年税額62,000円を、8月(31,000円)と11月(31,000円)の2回に分けて納めることになります。



法人事業税

2 県税のあらまし

この税金は、会社などの法人も、事業を行う場合には、道路などの公共施設の利用や警察による治安、保健衛生など各種の公共サービスを受けていることから、所得や収入金額に応じて負担していただくものです。

法人県民税と同様に、自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。



納める人

県内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

| 法人区分 | 法人事業税 | |
|----------------------------------|-------------|---|
| 県内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人 | ○ | |
| 県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人 | — | |
| 県内に事務所、事業所、寮等を有する、法人でない社団又は財団 | 収益事業を営むもの | ○ |
| | 収益事業を営まないもの | — |
| 非課税に該当しない公益法人など | 収益事業を営むもの | ○ |
| | 収益事業を営まないもの | — |

○は申告・納税義務があることを表します。



納める額

| 法人区分 | 課税標準 | 税率 | | | | |
|--|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------|-------|
| | | 平成28年4月1日以後かつ令和元年9月30日までに開始する事業年度 | 令和元年10月1日以後かつ令和2年3月31日までに開始する事業年度 | 令和2年4月1日以後かつ令和4年3月31日までに開始する事業年度 | 令和4年4月1日以後に開始する事業年度 | |
| 資本金1億円以下の普通法人 | 所得金額 | 所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 | 3.4% | 3.5% | 3.5% | 3.5% |
| | | 年400万円を超え800万円以下の金額 | 5.1% | 5.3% | 5.3% | 5.3% |
| | | 年800万円を超える金額及び清算所得 | 6.7% | 7.0% | 7.0% | 7.0% |
| 特別法人 (農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、医療法人など) | 所得金額 | 所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 | 3.4% | 3.5% | 3.5% | 3.5% |
| | | 年400万円を超える金額及び清算所得 | 4.6% | 4.9% | 4.9% | 4.9% |
| 資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税対象法人) | 付加価値額 | 付加価値割額* | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% |
| | 資本金等の額* | 資本割 | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% |
| | 所得金額 | 所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 | 0.3% | 0.4% | 0.4% | 1.0% |
| | | 年400万円を超え800万円以下の金額 | 0.5% | 0.7% | 0.7% | |
| 年800万円を超える金額及び清算所得 | 0.7% | 1.0% | 1.0% | | | |
| 電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業 | 収入金額 | 収入割 | 0.9% | 1.0% | 1.0% | 1.0% |
| | 収入金額 | 収入割 | 0.9% | 1.0% | 0.75% | 0.75% |
| 電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)(資本金1億円超) | 付加価値額 | 付加価値割額* | | | 0.37% | 0.37% |
| | 資本金等の額* | 資本割 | | | 0.15% | 0.15% |
| 電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業)(資本金1億円以下) | 収入金額 | 収入割 | 0.9% | 1.0% | 0.75% | 0.75% |
| | 所得金額 | 所得割 | | | 1.85% | 1.85% |
| ガス供給業 (特定ガス供給業) | 収入金額 | 収入割 | 0.9% | 1.0% | 1.0% | 0.48% |
| | 付加価値額 | 付加価値割額* | | | | 0.77% |
| | 資本金等の額* | 資本割 | | | | 0.32% |

(注1) 平成27年3月31日以前に開始した事業年度に係る税率については、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所があり、かつ、資本金が1,000万円以上の法人については、所得割の軽減税率は適用されません。

(標準税率：所得区分にかかわらず、使われている法人区分の対象事業年度の最高税率)

(注3) 付加価値額とは、各事業年度の収益配分額(報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合算額)と単年度損益を合算したものの、収益配分額に占める報酬給与額の割合が7割を超える法人については、配慮措置あり。

(注4) 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額。特に額が大きな法人については、配慮措置あり。

(注5) 平成22年度法制改正により、清算所得課税が廃止されたので、平成22年10月1日以降に解散した法人については、通常どおりの所得課税になります。

(注6) 平成30年度法制改正により、ガス中小事業者(規制料金の対象外で、20万kl以上のLNG基地を有していない中小規模の事業者)が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金課税方式から通常の所得金課税方式に30年4月1日以降開始する事業年度から変更となりました。

(注7) 令和2年度法制改正において、電気供給業の課税方式の見直しが行われました。

令和2年4月1日開始の事業年度から電気供給業のうち、発電事業等と小売電気事業等については、資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課税されます。

(注8) 令和4年度の法制改正において、令和4年4月1日開始の事業年度より一般ガス供給業は、普通法人や特別法人の税率で課税されることとなりました。

- ※ 平成27・28・30年度及び令和2・4年度法制改正により、平成27年4月1日以後に開始する外形標準課税法人の事業年度について、以下のとおり改正になりました。
- ・平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について、一定の要件を満たす場合、所得拡大促進税制の措置として、付加価値割の算定において一定額を控除します。
 - ・平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額になります(資本金等の額と、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額との比較による算定については、法人県民税の税率区分と同様の改正となっています)。

●太陽光発電による電気供給業を行う法人の法人事業税について

電気供給業に係る法人事業税は、収入金額等に対して課税されます。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も電気供給業に該当します。

電気供給業と他の事業を併せて行う法人は、それぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準額及び税額を算定します。



申告と納税

| 申告の種類 | | 納める税額 | 申告と納税の期限 |
|---|------------------------|---|----------------------------|
| 中間申告 〔事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人、外形対象法人又は収入金額課税法人〕 | 予定申告 仮決算に基づく中間申告(※) | $\text{前事業年度の法人事業税割額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ 仮決算の所得(収入)金額×税率 | 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 |
| | 確定申告(※) | (所得(収入)金額×税率) ー中間納付額 | |

(注) 茨城県以外の都道府県にも事務所又は事業所がある法人については、事業の種類によって従業者数、事業所数などを基準(「分割基準」といいます。)にして、関係都道府県ごとに所得(収入)金額をあん分して計算した税額を申告し、納めることになっていきます。

※ 外形標準課税法人の場合、仮決算に基づく中間申告及び確定申告は、所得割額、付加価値割額、資本割額の合算額を申告納付します。

分割基準

| 事業区分 | 分割基準 | |
|---------------|--------------------------------|--|
| 製造業 | 従業者数(資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍) | |
| 電気供給業(※) | 小売電気事業 | 課税標準の1/2:事務所数 課税標準の1/2:従業員数 |
| | 一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業 | 課税標準の3/4:発電所に接続する電線路の電力の容量 課税標準の1/4:有形固定資産の価額 |
| | 発電事業 特定卸供給事業 | 課税標準の3/4:発電に使用する有形固定資産の価額 課税標準の1/4:有形固定資産の価額 |
| | ガス供給業・倉庫業 | 事務所などの固定資産の価額 |
| 鐵道事業・軌道事業 | 軌道の延長キロメートル数 | |
| 非製造業(上記以外の業種) | 課税標準の1/2:事業所数 課税標準の1/2:従業者数 | |

(注) 新規に法人を設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は、「法人の設立等に関する申告書」を2か月以内に管轄の県税事務所に提出してください。

※ 上記の電気供給業に関する分割は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用します。なお、電気供給業を行う法人の平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準の3/4を発電に使用する有形固定資産の価額で、課税標準の1/4を有形固定資産の価額であん分します。

茨城県からのお知らせ

地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

法人県民税及び法人事業税は電子申告を行うことができます。詳しくは16ページをご覧ください。



課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61～62ページをご覧ください。

●地方法人特別税（国税）の廃止と特別法人事業税（国税）の創設について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税が創設され、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されました。

また、地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度までで廃止されました。

(1) 地方法人特別税・令和元年9月30日までに開始する事業年度まで適用

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

| 区 分 | 課税標準 | 税 率 |
|----------------------------|----------------------|-----------------------------------|
| | | 平成28年4月1日以後かつ令和元年9月30日までに開始する事業年度 |
| 資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人) | 基準法人所得割 (標準税率により計 | 414.2% |
| その他の法人 | 算した所得割額) | 43.2% |
| 収入金課税法人 | 基準法人収入割 | 43.2% |

- ③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

(2) 特別法人事業税・令和元年10月1日以降開始する事業年度から適用

- ① 納める人 法人事業税の所得割又は収入割を納める納税義務者
- ② 納める額

| 区 分 | 課税標準 | 税 率 | | |
|--|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| | | 令和元年10月1日以後かつ令和2年3月31日までに開始する事業年度 | 令和2年4月1日以後かつ令和4年3月31日までに開始する事業年度 | 令和4年4月1日以後に開始する事業年度 |
| 資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人) | 基準法人所得割 (標準税率により計 算した所得割額) | 260% | 260% | 260% |
| 所得割額によって課税される普通法人 | | 37% | 37% | 37% |
| 所得割額によって課税される特別法人 | | 34.5% | 34.5% | 34.5% |
| 電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業を除く)・ ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業 | 基準法人収入割 | 30% | 30% | 30% |
| 電気供給業(発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業) | 基準法人収入割 | 30% | 40% | 40% |
| ガス供給業(特定ガス供給事業) | 基準法人収入割 | 30% | 30% | 62.5% |

※一般ガス供給業は、令和4年4月1日以後普通法人や特別法人の税率で課税されます。

- ③ 申告と納税 県に対して、法人事業税と併せて申告・納税します。

■市町村への交付

県に納められた法人事業税の100分の7.7に相当する額が従業者数の割合に応じて市町村に交付されます。

地方消費税

この税金は、国の税金である消費税と同様に、資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。



納める人

〈譲渡割〉（国内取引に係る地方消費税）

製造、卸、小売等の各段階の事業者（個人、法人）

〈貨物割〉（輸入取引に係る地方消費税）

外国貨物を保税地域から引き取る者

※ 保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。



納める額

地方消費税は消費税と併せて、国に納めることになっています。

令和元年10月1日からの税率引上げにあわせて「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の軽減税率制度が実施されました。

なお、地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）は、制度創設時の1%分を除き、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

| 区分 | 税率 | |
|--------|----------------------|-----------------------|
| | 標準税率 | 軽減税率 |
| 消費税（国） | 7.8% | 6.24% |
| 地方消費税 | 2.2% （消費税額の22/78） | 1.76% （消費税額の22/78） |
| 合計 | 10% | 8% |



申告と納税

〈譲渡割〉

当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告・納付します。

〈貨物割〉

消費税と併せて国（税関）に申告・納付します。

※ 申告については、消費税と地方消費税を併せて1枚の申告書で申告することができます。



都道府県間の清算

地方消費税は、国の消費税と併せて本店等の所在地に申告しますが、税の性格上、消費の行われた都道府県に帰属させる必要があります。

このため、都道府県間において、消費に関連する指標に基づき清算を行い、消費地と課税地の一致のための調整を行うことになっています。

| 指 標 | ウェイト |
|--|------|
| 「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額 ※ 統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものは除外 | 2分の1 |
| 「人口（国勢調査）」 | 2分の1 |



市町村への交付

地方消費税の2分の1は、人口等の指標に応じて市町村に交付されます。市町村交付金の交付基準は、地方消費税の引上げ分について社会保障財源化されたことを踏まえて次のとおりとなっています。

| | |
|----------------|-------------------------------|
| 引上げ前の従前分（1.0%） | 人口（国勢調査）：従業者数（経済センサス基礎調査）＝1：1 |
| 引上げ分（1.2%） | 全額人口によりあん分 |

茨城県からのお知らせ

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）から、インボイス制度特設サイトをご覧ください。

不動産取得税

不動産（土地、家屋）を取得したときにかかる税金です。



納める人

- 土地を売買、贈与、交換などによって取得した人
- 家屋を建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換などによって取得した人

●「不動産の取得」とは？

不動産の所有権を取得することをいい、所有権に関する登記の有無、有償・無償の別を問いません。



納める額

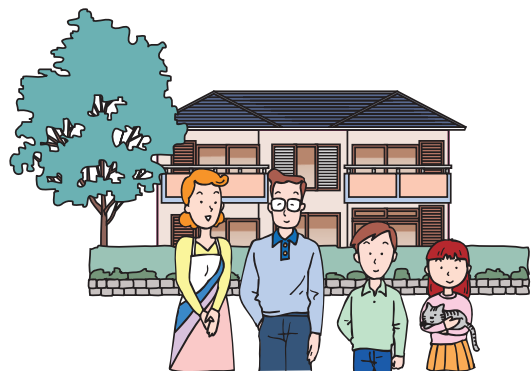
$$\text{税額} = \text{不動産の価格（課税標準額）} \times \text{税率}$$

★税率

| 取得した日 | 種類 | 家屋 | |
|----------------------|----|----|---------|
| | | 土地 | 住宅 住宅以外 |
| ~H15. 3. 31 | 4% | | 4% |
| H15. 4. 1~H18. 3. 31 | 3% | 3% | 3% |
| H18. 4. 1~H20. 3. 31 | | | 3.5% |
| H20. 4. 1~R 6. 3. 31 | | | 4% |

●「不動産の価格」とは？

- 不動産の売買価格、建設工事価格ではなく、不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
- 家屋を新築、増築したときや地目を変換したときなど、固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産を取得したときは、国が定める基準（固定資産評価基準）により評価した価格となります。
- 宅地などを令和6年3月31日までに取得したときは、その土地の固定資産課税台帳に登録されている価格を2分の1した額が不動産の価格となります。



免税点・非課税

- 免税点…取得した不動産の価格が次の額に満たないときは、不動産取得税はかかりません。

| 土地 | | 10万円 |
|----|------------|------|
| 家屋 | 新築・増築・改築 | 23万円 |
| | 売買・贈与・交換など | 12万円 |

※ 免税点は、特例適用住宅（次頁参照）を新築したときのように価格から一定の額が控除されるときは、控除した後の価格で判定します。

- 非課税…次のようなとき（主なもの）には、不動産取得税はかかりません。

- ・相続により不動産を取得したとき
- ・社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する不動産を取得したとき
- ・法人の合併または一定の要件を満たす法人の分割により不動産を取得したとき
- ・土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地を取得したとき



申告

不動産を取得した日から60日以内に、「不動産取得申告（報告）書」を不動産所在地を管轄する市町村の固定資産税担当課または県税事務所に提出してください。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記又は所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。



納税

県税事務所から送付される納税通知書により、納税通知書に定められた日までに納めます。



住宅や住宅用土地などを取得した場合の不動産取得税の軽減

〈住宅を取得した場合〉

特例適用住宅または耐震基準適合既存住宅を取得した場合の不動産取得税の税額は、申請することにより次の算式で計算した金額になります。

$$\text{税額} = \text{住宅の価格} - \text{控除額（注1）} \times 3\%$$

●特例適用住宅とは？

次の要件をすべて満たす住宅です。

| 要件 | 控除額（一戸につき） |
|--|------------|
| ○新築または新築された未使用の住宅（建売住宅など）の購入 ○住宅用付属屋を含む住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下 ただし、戸建て以外で貸家用のアパート・マンション等は一戸（区画）当たり40㎡以上240㎡以下 | 1,200万円 |
| 上の条件を満たす住宅であって、かつ「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から令和6年3月31日までに取得 | 1,300万円 |
| ○「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（賃貸住宅）」であって、下の条件をすべて満たす住宅を令和7年3月31日までに新築 (1) 一区画当たり30㎡以上160㎡以下（共用部分を含む。） (2) 主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第2条第9号の3イ又はロに該当する建築物等 (3) 建築費用について、政府の補助を受けている (4) サービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載された戸数が10戸以上 | 1,200万円 |

●耐震基準適合既存住宅とは？

次の要件をすべて満たす住宅です。

| 要件 | 新築年月日 | 控除額（注1） （一戸につき） |
|--|----------------------|--------------------|
| H17.4.1以後に取得した場合 | | |
| ○取得者自身が居住すること | H9.4.1～ | 1,200万円 |
| ○住宅用付属屋を含む住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下 | H元.4.1～ H9.3.31 | 1,000万円 |
| ○次のいずれかの要件を満たす場合 | | |
| ア S57.1.1以後に新築されたもの | S60.7.1～ H元.3.31 | 450万円 |
| イ 取得した日前2年以内に建築士等が行う耐震診断によって新耐震基準に適合していることが証明されているもの | S56.7.1～ S60.6.30 | 420万円 |

（注1）昭和56年6月30日までに新築された住宅の控除される額については、県税事務所へお問い合わせください。

※ 平成26年4月1日以後に、耐震基準適合既存住宅に該当しない既存住宅を取得した場合であっても、取得日から6か月以内に耐震改修を行うことで新耐震基準に適合する証明を受け、その他の要件を満たす場合は、申請により税額が減額されます。

※ 平成27年4月1日以後に、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得した場合（令和7年3月31日までの取得に限ります。）であって、取得してから2年以内に一定の改修工事を行った後に個人に譲渡し、その個人が自己の居住の用に供した場合は、申請により税額が減額されます。

〈住宅用土地を取得した場合〉

特例適用住宅用または耐震基準適合既存住宅用の土地を取得したときの不動産取得税の税額は、申請することにより次の算式で計算した金額になります。

$$\text{税額} = \text{減額される前の税額} - \text{減額される額（注2）}$$

| 区分 | 減額適用の条件 | 減額される額（注2） |
|------------------|---|---|
| 特例適用住宅用土地の取得 | ①土地を取得した日から3年（注3）以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合（次のいずれかの場合に限る。） ア．土地を取得した人が、その土地を住宅の新築時まで引き続き所有している場合 イ．土地を取得した人からその土地を次に取得した人により住宅が新築された場合 | ①と②のいずれかが高い方の額が減額されます。 |
| | ②特例適用住宅を新築した日から1年以内にその住宅用の土地を取得した場合 | ① 45,000円 |
| | ③自己居住用の土地付き特例適用住宅（平成10年4月1日以後に新築されたものに限る。）を取得した場合 | ② 土地1㎡当たりの価格（※） ×（住宅の床面積の2倍（200㎡が限度））×3% |
| | ④自己居住用以外の土地付き特例適用住宅を新築された日から1年以内に取得した場合 | （※）宅地などは土地の価格を1/2した後の額によります。 |
| 耐震基準適合既存住宅用土地の取得 | ①土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得した場合（同時取得した場合も含む。） | |
| | ②耐震基準適合既存住宅を取得した日から1年以内にその住宅用の土地を取得した場合 | |

（注3）平成16年4月1日から令和6年3月31日までに土地を取得した場合に限ります。また、同じ時期に土地を取得した場合で、なおかつ、特例適用住宅が居住用の独立的に区画された部分100以上ある共同住宅等であって、土地の取得からその共同住宅等が新築されるまでの期間が3年を超えると見込まれることについてやむを得ない事情があると知事が認めた場合、4年以内となります。

※1 平成30年4月1日以後に、個人が土地を取得した場合で、その取得後1年以内又は取得前1年の期間内に、土地の上の耐震基準適合既存住宅に該当しない既存住宅を取得し、その6か月以内に、耐震改修を完了してその者の居住の用に供したときは、申請により土地の税額が減額されます。

※2 平成30年4月1日から令和7年3月31日までに、宅地建物取引業者が土地と新築後10年以上を経過した中古住宅を同時に取得した場合において、その取得後2年以内に、一定の改修工事を行って個人に譲渡後その者の居住の用に供されたときは、申請により宅地建物取引業者に係る土地の税額が減額されます。

※ 上記1及び2のいずれの場合も、住宅用付属屋を含む住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下であることが要件となります。

〈その他の特例〉

次のような場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。

- 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に住宅を新築する計画がある場合
- 譲渡担保財産の設定の日から2年以内に、担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転する予定の場合
- 公共事業のために収用され、または譲渡した不動産に代わる不動産を取得した場合
- 災害により滅失又は損かいた不動産に代わる不動産を取得した場合、また、取得した不動産がその取得した直後に災害により滅失又は損かいた場合



県税の特別措置（課税免除・不均一課税）

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは60～62ページをご覧ください。

なお、この特別措置を受けるためには、対象事業の用に供する土地、家屋の取得について、それぞれ取得した日から60日以内に「課税免除に係る申告書」又は「不均一課税に係る申告書」を「不動産取得申告（報告）書」と併せて管轄の県税事務所に提出する必要があります。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記又は所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。

●不動産と税金

個人が不動産を譲渡、取得したとき、保有しているときにかかる税金は次のとおりです。

| 区分 | 譲渡したとき | 取得したとき | 保有しているとき |
|--------|--------|--------------|-----------------------------|
| 国の税金 | 所得税 | 相続税、贈与税 | 地価税 |
| 県の税金 | 県民税 | 不動産取得税 | — |
| 市町村の税金 | 市町村民税 | 特別土地保有税（取得分） | 固定資産税、都市計画税 特別土地保有税（保有分） |

※ このほか、登記をする際に登録免許税（国税）が課されます。

※ 地価税は平成10年以後、特別土地保有税は平成15年度以後の課税は停止されています。

計算してみましょう

不動産取得税の計算例

令和4年8月に宅地（地積250㎡、価格2,000万円）を取得し、令和5年4月に住宅（床面積130㎡、価格1,300万円）を新築しました。

※ 軽減措置を受けるためには、県税事務所に申請（申告）手続きが必要です。

【土地】

減額される前の税額

$$20,000,000 \text{円} \times \frac{1}{2} \times 3\% = 300,000 \text{円}$$

(土地の価格) (宅地の特例) (税率)

減額される額

① ②のうち高い方の額 ※この場合 240,000円となります。

① 45,000円

$$\textcircled{2} (20,000,000 \text{円} \times \frac{1}{2} \div 250 \text{㎡}) \times 200 \text{㎡} (\text{※}) \times 3\% = 240,000 \text{円}$$

(土地1㎡当たりの価格(宅地の特例適用後)) (床面積の2倍)

※住宅の床面積130㎡の2倍は200㎡を超えるので200㎡となります。

納める額

$$300,000 \text{円} - 240,000 \text{円} = 60,000 \text{円}$$

【家屋】

税額

$$(13,000,000 \text{円} - 12,000,000 \text{円}) \times 3\% = 30,000 \text{円}$$

(家屋の価格) (控除額) (税率)

県たばこ税

卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。
この税金は、皆さんが買うたばこの代金に含まれていますので、実質的には、たばこの購入者が負担していることになります。



納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業（株）、たばこ輸入業者、卸売販売業者）



納める額

1,000本につき 1,070円



申告と納税

卸売販売業者等が毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

〈参考〉たばこ1箱に含まれる税金（令和5年4月1日現在）

| | |
|---|---------|
| たばこの代金には、たばこ税（国税）、たばこ特別税（国税）、県たばこ税（県税）、市町村たばこ税（市町村税）、消費税（国税）、地方消費税（県税）が含まれています。 | |
| 1箱（20本入り580円のたばこ）の中には、約358円の税金が含まれています。 | |
| 国たばこ税 | 136.04円 |
| たばこ特別税 | 16.40円 |
| 県たばこ税 | 21.40円 |
| 市町村たばこ税 | 131.04円 |
| 消費税（地方消費税を含む） | 52.73円 |
| 計 | 357.61円 |

- ※ 平成27年度及び平成30年度税制改正により、紙巻たばこの税率が以下のとおり変更になります。また、加熱式たばこの課税方式について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に見直され、平成30年10月1日から、5年間かけて段階的に移行されました。
- ※ 令和2年度税制改正により、軽量の葉巻たばこ（1本当たり1グラム以下）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率が設定され、令和2年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられました。

（税率：円／1,000本）

| 実施時期 | 旧3級品の紙巻たばこ | | | | 一般の紙巻たばこ | | | |
|------------|------------|---------|---------|--------|----------|---------|---------|---------|
| | 地方のたばこ税 | 道府県たばこ税 | | 国のたばこ税 | 地方のたばこ税 | 道府県たばこ税 | | 国のたばこ税 |
| | | 道府県たばこ税 | 市町村たばこ税 | | | 道府県たばこ税 | 市町村たばこ税 | |
| 平成28年4月1日 | 3,406 | 481 | 2,925 | 3,406 | (6,122) | (860) | (5,262) | (6,122) |
| 平成29年4月1日 | 3,906 | 551 | 3,355 | 3,906 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成30年4月1日 | 4,656 | 656 | 4,000 | 4,656 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成30年10月1日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6,622 | 930 | 5,692 | 6,622 |
| 令和元年10月1日 | 6,622 | 930 | 5,692 | 6,622 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和2年10月1日 | 7,122 | 1,000 | 6,122 | 7,122 | 7,122 | 1,000 | 6,122 | 7,122 |
| 令和3年10月1日 | 7,622 | 1,070 | 6,552 | 7,622 | 7,622 | 1,070 | 6,552 | 7,622 |

※ カッコ内は平成25年4月1日実施

※ 令和元年10月1日以降、旧3級品の紙巻たばこの税率は、一般の紙巻たばこと同率

茨城県からのお知らせ

たばこは県内で買ひましよう

県たばこ税等は、たばこを買った場所の所在する都道府県や市町村の収入となります。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときにかかる税金です。



納める人

ゴルフ場を利用した人が施設の経営者を通じて納めます。



納める額

ゴルフ場の利用者1人1日につき、ゴルフ場の等級によって、下記の表のように決められています。等級は、ゴルフ場の利用料金とホール数を基準としてゴルフ場ごとに県が決定します。

| ゴルフ場の等級 | 税率（1人1日につき） |
|---------|-------------|
| 1 級 | 1,200円 |
| 2 級 | 1,100円 |
| 3 級 | 1,050円 |
| 4 級 | 950円 |
| 5 級 | 900円 |
| 6 級 | 800円 |
| 7 級 | 750円 |
| 8 級 | 650円 |
| 9 級 | 600円 |
| 10 級 | 550円 |
| 11 級 | 450円 |
| 12 級 | 400円 |



申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告し、納税します。



非課税

次の方の利用は非課税となります（届出書の提出や、証明するものが必要です。）。

- 1 年齢18歳未満の方
- 2 年齢70歳以上の方
- 3 障害者の方
- 4 国体のゴルフ競技（公式練習を含む。）に出場する選手
- 5 学校の授業・課外活動で利用する学生等
- 6 東京オリンピックを含む国際競技大会（公式練習を含む。）に参加する選手



市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

茨城県からのお知らせ

ゴルフは県内でプレーしましょう

ゴルフ場利用税は、利用したゴルフ場の所在する都道府県の収入となります。

自動車税（種別割）

この税金は、自動車をお持ちの方にかかるものです。

軽自動車・オートバイなどには軽自動車税（種別割）（市町村税）がかかります。

※ 令和元年10月1日以降、自動車税は、「自動車税（種別割）」に名称が変更されました。



納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・オートバイなどを除く。）を所有している人。

ただし、割賦販売（ローンでの購入）契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にある場合は、買主である使用者の人。



納める額

自動車の種類、用途、総排気量、最大積載量などによって税率が異なり、その主なもの（標準税率）は次のとおりです。

| 区分 | | | 自家用 | 恒久減税 | 営業用 | |
|-----------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|---------|---------|---------|
| 乗 用 車 | 総 排 気 量 | 1,000cc以下 | 29,500円 | 25,000円 | 7,500円 | |
| | | 1,000cc超 1,500cc以下 | 34,500円 | | 8,500円 | |
| | | 1,500cc超 2,000cc以下 | 39,500円 | | 9,500円 | |
| | | 2,000cc超 2,500cc以下 | 45,000円 | | 13,800円 | |
| | | 2,500cc超 3,000cc以下 | 51,000円 | | 15,700円 | |
| | | 3,000cc超 3,500cc以下 | 58,000円 | | 17,900円 | |
| | | 3,500cc超 4,000cc以下 | 66,500円 | | 20,500円 | |
| | | 4,000cc超 4,500cc以下 | 76,500円 | | 23,600円 | |
| | | 4,500cc超 6,000cc以下 | 88,000円 | | 27,200円 | |
| | 6,000cc超 | 111,000円 | 110,000円 | 40,700円 | | |
| ト ラ ック | 最 大 積 載 量 | 1 t以下 | 8,000円 | 25,000円 | 6,500円 | |
| | | 1 t超 2 t以下 | 11,500円 | | 9,000円 | |
| | | 2 t超 3 t以下 | 16,000円 | | 12,000円 | |
| | | 3 t超 4 t以下 | 20,500円 | | 15,000円 | |
| | | 4 t超 5 t以下 | 25,500円 | | 18,500円 | |
| ラ イ ト バ ン | 1 t以下 最 大 積 載 量 | 総 排 気 量 | 1,000cc以下 | | 13,200円 | 10,200円 |
| | | | 1,000cc超 1,500cc以下 | | 14,300円 | 11,200円 |
| | | | 1,500cc超 | | 16,000円 | 12,800円 |

※ 恒久減税は、令和元年10月以降に初回新規登録された自家用乗用車に適用されます。

●自動車税（種別割）のグリーン化について（令和5年度）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の開発と普及を目的として、地方税法により「自動車グリーン化特例」が施行されています。令和5年度におけるグリーン化特例の内容は、以下のとおりです。

1 税額が大きくなる自動車（重課）

以下の条件に該当する自動車については、自動車税（種別割）が通常の税率よりおおむね15%（又は10%）高くなります。

| 燃料の種類 | 初度登録（新車登録）年月日 | 経過期間 | 適用税率 |
|-----------|---------------|-------|--|
| ガソリン・LPG | 平成22年3月31日以前 | 13年以上 | 期間を経過した翌年度から通常の税率よりおおむね 15% 高くなります。 |
| 軽油（ディーゼル） | 平成24年3月31日以前 | 11年以上 | |

（注1）重課は、抹消登録（廃車手続き）がされるまで適用されます。

（注2）電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリッド自動車・一般乗合バス・被けん引車は重課対象外です。

（注3）バス（一般乗合バスを除く）、トラック（被けん引車を除く。）の重課割合は、おおむね10%となります。

2 税額が小さくなる自動車（軽課）

令和4年度に初度登録（新車登録）し、下表に該当する自動車（乗用車）は、令和5年度の自動車税（種別割）が通常の税率より軽減されます。

| 初度登録（新車登録） | 軽減の要件 | 税額 |
|----------------------------------|--|---------------|
| 令和4年度中 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド車 | おおむね 75%軽減 |

（注1）排ガス性能と燃費性能の2つの基準を満たした自動車に適用されます。

（注2）軽減税率の適用期間は1年間です（来年度以降は標準税率となります。）。

（注3）営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね75%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両については概ね50%軽減。



申告と納税

自動車を購入したり、廃車、登録事項の変更などをしたときに、そのつど申告します。

県税事務所から送付される納税通知書により、毎年賦課期日（4月1日）現在の所有者（割賦販売契約で所有権が売主にある場合は買主である使用者）が5月10日から5月31日までに納めます。

なお、賦課期日後に、新規登録をした場合は、登録申告とあわせて、登録した月の翌月から月割計算（注）した額を納めます。

（注）月割課税の場合の税額 = 年税額 × $\frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$
(100円未満の端数は切捨て)



税金の還付

年度途中で自動車を廃車した場合は、月割により税金が還付されます（移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務がありますので、還付されません。新所有者には、翌年度から課税されます。）。

茨城県からのお知らせ

年度途中で「他都道府県ナンバー」に変更したときは

年度途中で、引っ越しや自動車の売買等によって、自動車のナンバーが他都道府県のナンバーに変わっても、原則として月割計算による自動車税（種別割）の還付や新たな課税はありません。なお、抹消登録（廃車）の際の還付や、新規登録時（新車・中古車）の課税については、月割計算されます。

○「茨城県ナンバー」から「他都道府県ナンバー」に変更・移転登録した場合

茨城県での還付や変更・移転先の都道府県での新たな課税は行われません（翌年度から変更・移転先の都道府県で課税されます。）。

○「他都道府県ナンバー」から「茨城県ナンバー」に変更・移転登録した場合

変更・移転前の他都道府県での還付や茨城県での新たな課税は行われません（翌年度分から茨城県で課税します。）。

注）法令、条例の規定に基づき自動車税（種別割）が課税されていない他都道府県ナンバーの自動車（例：市町村が所有していた自動車など）を購入した場合は、茨城県において、新所有者に月割計算による自動車税（種別割）が課税されます。また、茨城県において自動車税（種別割）が課税されない場合は、移転前の都道府県において、前の所有者に月割計算による自動車税（種別割）が還付されます。

○車検を受ける場合のご注意

自動車のナンバーを「他都道府県ナンバー」に変更してから翌年度の5月30日までの間に車検を受ける場合は、移転前の都道府県の納税証明書が必要となる場合があります。次の点にご注意ください。

- ・ナンバー付きの自動車を売買する場合は、売買時に、納税証明書の引渡し（売る場合）又は受取り（買う場合）を確認しましょう。
- ・引っ越しする場合は、引っ越し前に納税証明書の有無を確認しましょう。

茨城県からのお知らせ

便利な納税方法をご利用ください

○スマートフォン決済アプリでの納税

スマートフォン決済アプリ（PayB、PayPay、LINE Pay）を利用して、納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、銀行やコンビニ等へ行くことなく「いつでも・どこでも・簡単に」納税することができます。

地方税統一QRコード（eL-QR）付き納付書は、上記の決済アプリ以外も利用可能です。利用可能なアプリは、下記の地方税お支払サイトをご確認ください。

○地方税お支払サイトでの納税

自動車税（種別割）は、納付書に印刷されたeL-QRやeL番号（注1）を使いパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、クレジットカード（注2）やインターネットバンキング等で納税することができます。

利用可能時間等、詳しくは地方税お支払サイト
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。



（注1） eL番号とは、納付書に印刷された「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」をいいます。

（注2） クレジットカード決済の場合、納付金額に応じて、システム利用料がかかります。

○コンビニエンスストアでの納税

自動車税（種別割）は、全国のコンビニエンスストアで、休日、夜間を問わず24時間いつでも納税することができます。

○口座振替

自動車税（種別割）は、口座振替により納税することができます。納期限の日に預金口座から振替納税されますので、納め忘れの心配や納期のたびに金融機関等に出向く必要がなくなり大変便利です。

お申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ金融機関に提出してください。

詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

○自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）

*自動車保有関係手続きのワンストップサービスとは？

自動車を保有する際に必要な各種行政手続と税・手数料の納付が、インターネットを使ってパソコン上から一括して行えるサービスです。

*対象手続

警察で行う「自動車保管場所証明の申請」
 運輸支局等で行う「自動車の検査・登録の申請」
 県税事務所で行う「自動車税（環境性能割・種別割）の申告・納付」



オンラインで
一括手続き！

*対象車両

OSSを利用可能な車両には条件があります。

詳しくは、OSSポータルサイトのチェックプログラムをご利用ください。

チェックの判定結果がOSS利用対象外の場合は、従来どおり窓口での手続きをお願いします。

*詳しくは

自動車保有関係手続のワンストップサービス・ポータルサイト
<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html> をご覧ください。



自動車税（種別割）

2 県税のあらまし



減 免

心身に障害のある方が使用する自動車、若しくはこれらの方と生計を一にする方が障害のある方のために使用する自動車、または心身に障害のある方（心身に障害のある方のみで構成される世帯、または、障害のある方と未成年又は70歳以上の方のみで構成される世帯の方に限ります。）のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。

1 減免を受けられることができる障害の程度

次表に該当する場合です。

| 手帳の種類 | 障害の区分 | | 障害の等級（程度） | | |
|-------------|-------------------------|--------------------------|---|---|------------------------------------|
| | | | 身体障害者手帳 | 戦傷病者手帳 | |
| 身体障害者手帳 | 視覚障害 | | 1級から4級までの各級 | 特別項症から第4項症までの各項症 | |
| | 聴覚障害 | | 2級及び3級 | 同上 | |
| | 平衡機能障害 | | 3級 | 同上 | |
| | 音声機能障害 | | 3級（こう頭摘出による音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害がある場合に限る。） | 特別項症から第2項症までの各項症（こう頭摘出による音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害がある場合に限る。） | |
| | 上肢障害 | | 1級及び2級 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| | 下肢障害 | 障害のある方が運転する場合 | | 1級から6級までの各級 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| | | 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合 | | 1級から3級までの各級 | 特別項症から第3項症までの各項症 |
| | 体幹障害 | 障害のある方が運転する場合 | | 1級から3級までの各級及び5級 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| | | 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合 | | 1級から3級までの各級 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | | 1級及び2級 | |
| | | 移動機能 | | 1級から6級までの各級 | |
| | 心臓機能障害 | | 1級及び3級 | 特別項症から第3項症までの各項症 | |
| | じん臓機能障害 | | 同上 | 同上 | |
| | 呼吸器機能障害 | | 同上 | 同上 | |
| | ぼうこう又は直腸の機能障害 | | 同上 | 同上 | |
| | 小腸の機能障害 | | 同上 | 同上 | |
| 免疫機能障害 | | 1級から3級までの各級 | | | |
| 肝臓機能障害 | | 同上 | | | |
| 療育手帳 | | | ㊤又はA | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | | 1級で次のいずれかに該当する方 ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・ 医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・ 障害の治療のため通院されている方 | | |

（注）総合（合併）等級の場合は、障害区分ごとに判断します。

例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません。

2 減免の対象となる自動車

障害のある方が自ら使用する自動車又は専ら障害のある方の通学、通院、通所若しくは生業に使用される自動車（次表参照）

| 減免を受けようとする 自動車の所有者（取得者） | 障害者ご本人 | 障害者と生計を 一にする方 |
|----------------------------|-------------|------------------|
| 減免を受けようとする 自動車の運転者 | | |
| 障害者ご本人 | ○ (注1) | ○ (注1、2) |
| 障害者と生計を一にする方 | ○ (注1、2) | ○ (注1、2) |
| 障害者を常時介護する方 | ○ (注3) | ○ (注3) |

- (注1) 自動車のナンバープレートが「茨」「水戸」「土浦」「つくば」で、自動車検査証の所有者が障害者ご本人又はその方と生計を一にする方（所有権留保付割賦販売契約で購入した場合は、使用者が障害者ご本人又はその方と生計を一にする方）の自家用車に限られます。他の都道府県のナンバー、法人名義、事業用及びリース車は、減免の対象となりません。
- (注2) 生計を一にする方とは、障害者と住所が同一である方や障害者と扶養関係がある方を言います。なお、3親等以内の親族に限り、近隣区域（同一大字又は半径2km以内）に居住している場合は生計を一にする方とみなします。また、障害者が福祉施設に入所している場合で、施設への入所申込書等により障害者と3親等以内であることが認められる場合は、近隣区域にかかわらず生計を一にする方とみなします。
- (注3) 障害者を常時介護する方とは、減免の対象となる障害者等のみで構成される世帯の障害者が所有（取得）する自動車を、継続して（少なくとも1年以上の間）日常的に（少なくとも週3日程度以上）障害者のために運転しているか又は運転する見込みのある方で市の福祉事務所、町村役場、県の長寿福祉課から常時介護する事実の証明を受けた方のことをいいます。

3 減免申請書の提出期限及び提出先（環境性能割・種別割）

減免を受けようとする場合には、「自動車税（環境性能割・種別割）減免（減額）申請書（障害者に係るもの）」に必要書類を添付（必要書類の提示を含む。）のうえ、提出期限までに提出してください。

| 納税方法の区分 | | 申請書の提出先 | 提出期限 |
|-----------------|------------------------|--|------------------------|
| 自動車税 (種別割) | 証紙徴収 ・新規登録 | ○水戸ナンバーの場合 水戸県税事務所自動車税分室 ○土浦・つくばナンバーの場合 土浦県税事務所自動車税分室 | 登録の日から30日 以内(注1、2) |
| | 普通徴収 | 自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所 | 納税通知書に記載 された納期限(注3) |
| 自動車税 (環境性能割) | 証紙徴収 ・新規登録 ・移転登録 | ○水戸ナンバーの場合 水戸県税事務所自動車税分室 ○土浦・つくばナンバーの場合 土浦県税事務所自動車税分室 | 登録の日から30日 以内(注1、2) |

- (注1) 納税方法が証紙徴収のもので、当該年度では自動車税（環境性能割・種別割）が課税されないもの（例：3月に50万円以下の中古車を購入した場合など）については、普通徴収の例により自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所に減免申請をしてください。
- (注2) 納税方法が証紙徴収のもので、登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合は、登録の日自動車税（環境性能割・種別割）を納付していただき、減免承認後、還付することになりますのでご注意ください。
- (注3) 納税方法が普通徴収のもので、提出期限後に申請があった場合は、翌年度分の減免申請として受付いたします。（ただし、申請時と申請の翌年度の賦課期日（4月1日）時点で、申請内容に変更が生じた場合は、申請が無効となる場合があります。）。

自動車税（種別割）

2 県税のあらまし

4 必要書類

1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示

手帳の交付年月日は、普通徴収の場合にあっては、減免申請する日の属する年の3月31日以前、
証紙徴収の場合にあっては、登録の日以前である必要があります。

2) 運転する人の運転免許証の提示

3) 納税通知書

普通徴収の場合のみ

4) 生計を一にすることを示す書類又は常時介護証明書（発行から3か月以内のもの）

生計を一にする方が運転若しくは所有する自動車又は障害者のみ（障害者、未成年者又は70歳以上の者のみ）で生活する障害者を常時介護する方が運転する自動車である場合のみ

生計を一にすることを示す書類

| 区 分 | 必 要 書 類 |
|--------------------------------|--|
| 障害者と住民票上の住所 が同じ場合 | ・原則として生計を一にすることを示す書類は不要です。 ※必要に応じて住民票等の提出を求めることがあります。 |
| 障害者と住民票上の住所 が違う場合（扶養関係書類あり） | ・扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等の写し） |
| 障害者と住民票上の住所 が違う場合（扶養関係書類なし） | ・障害者の住民票 ・障害者と納税義務者及び運転者の続柄を示す戸籍謄本又は抄本（3親等 以内の親族に限ります。） ・生計同一確認書（同一大字内又は半径2km以内の区域に居住することを 示すもの） |
| 障害者の方が福祉施設へ 入所している場合 | ・障害者の住民票 ・福祉施設の一時帰宅等証明書（減免申請書の裏面） ・扶養関係を示す書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等の写し） 又は施設入所申込書等の写し又は障害者と納税義務者及び運転者の続柄 を示す戸籍謄本又は抄本（3親等以内の親族に限ります。） |

常時介護証明書の発行機関

| 手帳の種類 | 証明書発行機関 |
|-------------|---------------|
| 身体障害者手帳 | 市の福祉事務所又は町村役場 |
| 療育手帳 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | |
| 戦傷病者手帳 | 県の長寿福祉課 |

5) 納税義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は64ページをご参照ください。）

6) 減免自動車の抹消登録証明書又は移転登録後の自動車の車検証の写し

既に減免を受けている自動車がある場合のみ

7) 減免を受けようとする自動車の車検証の写し

納税方法の区分が証紙徴収のうち登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合のみ

8) 減免申請書（県税事務所にあります。）

5 減免できる台数

減免を受けることができる自動車は、障害のある方一人に対し、一台（軽自動車も含む。）に限られます。そのため、既に減免を受けている自動車（以下「既減免車」という。）がある場合で、既減免車
を買い替える場合には、減免申請時に、既減免車について抹消登録又は移転登録が完了している場合に
限り、新たに取得した自動車の減免が受けられます。

6 減免する税額

- (1) 自動車税（種別割）
全額を減免します。
- (2) 自動車税（環境性能割）
全額を減免します。

(注) 納税方法の区分が証紙徴収のうち登録の日の翌日以降に減免申請を行う場合は、登録の日に自動車税（環境性能割・種別割）を納付していただき、減免承認後、還付することになりますので、ご注意ください。

茨城県からのお知らせ

自動車税についてのよくあるご質問

Q 自動車を譲ってくれた人に納税通知書が届く 手放した自動車の納税通知書が届く

A 自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売の場合は使用者）にかかる税金です。このため、3月31日までに移転登録の手続きが済んでいなかったことが考えられますので、速やかに相手方にご確認ください。自動車を譲ってもらったり、譲ったときには、運輸支局等で必ず移転登録をしましょう。

※ 移転登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

Q こわれて動かなくなった自動車に税金がかかっている

A 登録がある限り自動車税（種別割）が課税されるので、一日も早く所管の運輸支局等で抹消の登録をしましょう。自動車税（種別割）は抹消登録した月まで、月割計算されます。

なお、自動車が滅失等している場合や、何らかの事情で抹消登録ができない場合には、県税事務所にご相談ください。

※ 抹消登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

Q 転居して住民票を移したのに納税通知書がこない

A 新しい住所へ納税通知書を送付いたしますので、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

なお、納税通知書は、車検証の住所に基づいて送付しております。住民票を移しても、車検証の住所は変わりません。所管の運輸支局等で住所変更登録の手続きをする必要があります。

※ 変更登録の手続きに必要な書類については、運輸支局にご確認ください。

Q 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）がない

A 継続検査等（車検）を受けるときの納税証明書は、運輸支局の窓口で電子的に納付確認ができる場合、提示を省略できるようになりましたが、車検を第三者（業者等）に依頼する場合は、納税証明書の提出（提示）を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。なお、納税証明書が必要な場合は、各県税事務所が発行します。

☆登録手続きに関するお問い合わせ

- 茨城運輸支局（国土交通省）…………… ☎ (050) 5540 - 2017
- 茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所…………… ☎ (050) 5540 - 2018
- 軽自動車検査協会茨城事務所…………… ☎ (050) 3816 - 3105
- 軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所…………… ☎ (050) 3816 - 3106

自動車税（環境性能割）



納める人

自動車を取得した人（軽自動車は除く）。
ただし、割賦販売などで購入し、所有権がまだ売主（ディーラー等）にあるときは、その自動車の買主である使用者です。軽自動車の取得には、軽自動車税（環境性能割）（市町村税）が課税されます。



納める額

$$\text{税額} = \text{取得価額} \times \text{税率}$$

●取得価額について

無償取得などの場合は、通常取引価額が取得価額となります。
また、自動車取得などの際、エアコン、ステレオ等の取付用品を合わせて取得した場合には、その価額も取得価額に含まれます。

●税率

自動車の環境性能に応じて税率が設定されています。
（乗用車の税率）※令和5年12月31日まで

| 区分 | 電気自動車等 | 2020年度燃費基準を達成かつ2030年度燃費基準を | | | | | 左記に該当なし | |
|------------------|--------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|---------|----|
| | | 85%達成 | 75%達成 | 65%達成 | 60%達成 | 55%達成 | | |
| 自動車税（環境性能割） | 自家用 | 非課税 | | 1% | | 2% | | 3% |
| | 営業用 | 非課税 | | 0.5% | | 1% | | 2% |
| （参考）軽自動車税（環境性能割） | 自家用 | 非課税 | | 1% | | 2% | | |
| | 営業用 | 非課税 | | 0.5% | | 1% | | 2% |

※ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日から新たな税率区分が適用されます。
（乗用車の税率）※令和6年1月1日以降

| 区分 | 電気自動車等 | 2020年度燃費基準を達成かつ2030年度燃費基準を | | | | 左記に該当なし | | |
|------------------|--------|----------------------------|-------|-------|-------|---------|--|----|
| | | 85%達成 | 80%達成 | 70%達成 | 60%達成 | | | |
| 自動車税（環境性能割） | 自家用 | 非課税 | | 1% | | 2% | | 3% |
| | 営業用 | 非課税 | | 0.5% | | 1% | | 2% |
| （参考）軽自動車税（環境性能割） | 自家用 | 非課税 | | 1% | | 2% | | |
| | 営業用 | 非課税 | | 0.5% | | 1% | | 2% |

※ 先進安全技術が搭載されたトラック・バス等の新車取得及び乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者によるバリアフリー車両の新車取得の場合で、定められた条件を満たすとき取得価額から一定額が控除される時限的な特例措置が設けられています。



免税点

取得価額が50万円以下の場合、課税されません。



申告と納税

運輸支局で自動車の登録や届出をする際に申告し、同時に税金を証紙で納めます。



非課税、減免等

| | |
|---------|---|
| 非課税 | 相続による取得や所有権留保付自動車の所有権が売主から買主に移転したときなど |
| 納税義務の免除 | 自動車販売業者から取得した自動車をその性能が良好でないなどの理由で1か月以内に返還したときなど |
| 減免 | 身体や精神に障害がある人については、自動車税（種別割）と同じように減免される場合があります。（詳しくは35ページ参照） |



市町村への交付

県に納められた自動車税（環境性能割）から、事務費を控除した額の100分の43に相当する金額が市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村へ交付されます。
軽自動車税（環境性能割）は、県が徴収を代行し、定置場の所在する市町村に払い込まれます。

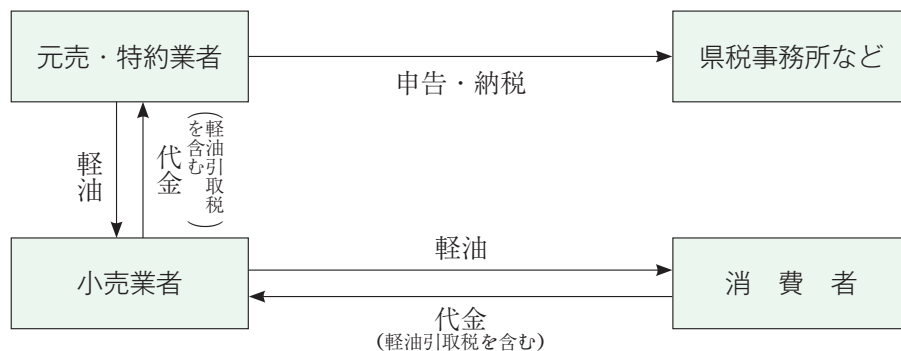
軽油引取税

バス、トラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税される税金です。



納める人

特約業者（元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定したもの）又は元売業者（軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定したもの）から軽油の引取りを行う人



消費者が支払う軽油代金には軽油引取税が含まれています。



納める額

1キロリットルにつき 32,100 円（1リットルにつき、32円10銭）



課税免除（免税軽油）

船舶や鉄道用車両、農林業用機械の動力源など、地方税法に定められた特定の用途に使われる軽油は、申請により免税となります（令和6年3月31日まで）。



申告と納税

ガソリンスタンドなどの経営者（元売業者又は特約業者）が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告して納めます。

●混和軽油などにも軽油引取税がかかります。

混和軽油を販売したり、灯油や重油などを自動車の燃料として販売や消費したときも、販売業者や消費した者に対して軽油引取税が課されます。

茨城県からのお知らせ

不正軽油に関する情報は、不正軽油110番まで

茨城県では、不正軽油による軽油引取税の脱税を調査・摘発するため、不正軽油110番を開設して、広く県民の皆様からの情報を受け付けています。不正軽油の製造・販売・使用についての情報をお寄せください。

☎ 0120 - ^{ふせい}241 - ^{なし!}744 (フリーダイヤル 24時間受付)
Eメール zeimu6 @ pref.ibaraki.lg.jp

不正軽油による脱税とは

軽油に灯油や重油を混ぜた「混和軽油」や、灯油や重油を原料にして作り出す「製造軽油」を、正常な軽油のかわりにディーゼル車の燃料として販売・消費したり、灯油や重油をそのままディーゼル車に給油して、軽油引取税を脱税する行為です。

茨城県からのお知らせ

不正軽油に関わる全ての人々が罰則の対象となります

- 軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合には脱税額相当の罰金が科されます。
- 不正軽油の製造に使われることを知って原材料・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。
さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。
- 不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売をすると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。
さらに法人には、1億円以下の罰金が科されます。
- 知事による製造の承認を受けないで軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。
さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。
- 帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。

鉱区税

この税金は、県内の鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）を持っている方にかかる税金です。



納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者



納める額



1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区

- (1) 試掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 採掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 400 円

2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区

- (1) (2) 以外の鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 河床に存する鉱区 河床の延長 1,000 mごとに年額 600 円

3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区…1 の税率の 2 / 3

※ 年の途中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算によります。



納 税

県税事務所から送付される納税通知書により 5 月 21 日から 5 月 31 日（年の途中で鉱業権の設定を行った場合は、随時になります。）までに納めます。

狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護や狩猟に関する経費に使われます。



納める人

狩猟者の登録を受ける人



納める額



| 狩猟免許の種類 | 区 分 | 税 額 |
|------------------------|---|----------|
| 第一種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃) | ① 県民税の所得割額を納める人 | 16,500 円 |
| | ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族 | |
| | ③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 | 11,000 円 |
| | ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族 | |
| | ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族 | |
| 網猟免許 わな猟免許 | ① 県民税の所得割額を納める人 | 8,200 円 |
| | ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族 | 5,500 円 |
| | ③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 | |
| | ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族 | |
| | ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族 | |
| 第二種銃猟免許 (空気銃・ガス銃) | — | 5,500 円 |

(注) 第一種銃猟免許を持つ人が第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る登録を受ける場合の税額は、16,500 円又は 11,000 円となります。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員については狩猟税が免除されます。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者の登録が令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合は、狩猟税が免除されます。
狩猟者登録申請書を提出する日前 1 年以内の期間に鳥獣の許可捕獲等を行った者については、狩猟者の登録が令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合は、上記の 2 分の 1 の税額となります。



納 税

狩猟者の登録を受けるとき、証紙で納めます。

県で課税する固定資産税

2 県税のあらまし

固定資産税は、原則として固定資産所在の市町村が課税しますが、法律で定める一定額を超える大規模の償却資産については、県がその超える部分に対して課税します。



納める人

1月1日現在の大規模償却資産の所有者



納める額

$$\text{税額} = \text{固定資産の価格の一定額を超える部分の価格} \times \text{税率(1.4\%)}$$



申告

毎年1月1日現在に所有する償却資産について1月31日までに市町村、あるいは県へ申告し、納税通知書により、4月(21~30日)・7月(21~31日)・12月(16~25日)・翌年2月(21~末日)の期間に納付します。



課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置(課税免除・不均一課税)を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61ページをご覧ください。

核燃料等取扱税(法定外普通税)

2 県税のあらまし

核燃料等取扱税は、原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するため、原子力事業者等を納税義務者として平成11年4月1日に創設したものです。平成31年4月に更新を行いました。



納める人

- ①(原子炉を設置している)原子炉設置者
- ②(原子炉に核燃料の挿入を行う)原子炉設置者
- ③(使用済燃料の受入れを行う)再処理事業者
- ④(使用済燃料の保管を行う)再処理事業者
- ⑤(高放射性廃液の保管を行う)再処理事業者
- ⑥(ガラス固化体の保管を行う)再処理事業者
- ⑦(プルトニウムの保管を行う)原子力事業者
- ⑧(放射性廃棄物の封入等を行う)原子力事業者
- ⑨(放射性廃棄物を保管する)原子力事業者



納める額

| | | | | |
|----|---|---|---|--|
| 税額 | = | ①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入された核燃料の価額 ③再処理施設において受け入れる使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④再処理施設において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウラン重量 ⑤再処理施設において保管する高放射性廃液の数量 ⑥再処理施設において保管するガラス固化体に係る容器の数量 ⑦原子力施設において保管するプルトニウムの重量 ⑧原子力施設において発生した放射性廃棄物を容器に封入等したときの当該容器の容量 ⑨原子力施設において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量 | × | ①1,000キロワットにつき 30,500円(四半期分) ②価額の8.5% ③重量1キログラムにつき 60,100円 ④重量1キログラムにつき 1,500円 ⑤容量1立方メートルにつき 1,594,000円 ⑥容器1本につき 1,219,000円 ⑦重量1キログラムにつき 5,100円 ⑧容器1立方メートルにつき 106,000円 ⑨容器1立方メートルにつき 5,100円 |
| | | | | |

※ ④、⑤、⑥、⑦、⑨については、保管開始時期による経過措置があります。



申告

課税期間の末日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに知事に申告し、納付します。

個人市町村民税

3 市町村税のあらまし

税のしくみは、個人県民税とほぼ同様です（7ページ参照）。



納める額

〈均等割〉

| | |
|--------|--------|
| 税率(年額) | 3,500円 |
|--------|--------|

※東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分 500円を含みます。(注)

(注) 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置

東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割税率に1,000円（県民税500円、市町村民税500円）が加算されます。

〈所得割〉

| | |
|----|----|
| 税率 | 6% |
|----|----|

法人市町村民税

3 市町村税のあらまし

税のしくみは、法人県民税とほぼ同様です（15ページ参照）。



納める額

〈均等割〉

| 法人等の区分 | | 標準税率 (年額) |
|---------------------|-------|--------------|
| 資本金等の額 [※] | 従業者数 | |
| 50億円超 | 50人超 | 300万円 |
| | 50人以下 | 41万円 |
| 10億円超 50億円以下 | 50人超 | 175万円 |
| | 50人以下 | 41万円 |
| 1億円超 10億円以下 | 50人超 | 40万円 |
| | 50人以下 | 16万円 |
| 1千万円超 1億円以下 | 50人超 | 15万円 |
| | 50人以下 | 13万円 |
| 1千万円以下 | 50人超 | 12万円 |
| | 50人以下 | 5万円 |

(注) 制限税率は、標準税率の1.2倍です。税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。

※ 法人市町村民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額となりました。

〈法人税割〉

| | 平成26年10月1日以後かつ令和元年9月30日までに開始した事業年度 | 令和元年10月1日以後に開始した事業年度 |
|------|------------------------------------|----------------------|
| 標準税率 | 9.7% | 6.0% |
| 制限税率 | 12.1% | 8.4% |

(注) 税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。

軽自動車税（種別割）



納める人

4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者



納める額

軽自動車等の種類、用途、総排気量などによって税率が異なり、標準税率は次のとおりです。

| 種 別 | | | 標準税率 (かっこ書きは旧税率※1) | |
|---------------|-----------------|--|-----------------------|------------------|
| 原動機付自転車 ※2 | 二輪のもので | 総排気量50cc以下 定格出力0.6kW以下 | 2,000円 | |
| | 二輪のもので | 総排気量50cc超90cc以下 定格出力0.6kW超0.8kW以下 | 2,000円 | |
| | 二輪のもので | 総排気量90cc超125cc以下 定格出力0.8kW超1.0kW以下 | 2,400円 | |
| | 三輪以上のもので | 総排気量20cc超50cc以下 定格出力0.25kW超0.6kW以下 <small>(総務省令で定めるものを除く)</small> | 3,700円 | |
| 二輪の小型自動車 | | | 総排気量250cc超 | 6,000円 |
| 軽自動車 | 二 輪 (側車付を含む) | | 総排気量125cc超250cc以下 | 3,600円 |
| | 三 輪 | | | 3,900円 (3,100円) |
| | 四 輪 以 上 | 乗 用 | 営 業 用 | 6,900円 (5,500円) |
| | | | 自 家 用 | 10,800円 (7,200円) |
| | | 貨 物 用 | 営 業 用 | 3,800円 (3,000円) |
| 自 家 用 | 5,000円 (4,000円) | | | |
| 小型特殊自動車 | | | 条例で定める額 | |

- ※1 平成26年度までに最初の新規検査を受けた、三輪以上の軽自動車については、旧税率が適用されます。
- ※2 総務省令で定める原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距が0.5メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪の原動機付自転車をいいます。
令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義されました。課税は令和6年度からで、税率は2,000円です。

●重課について

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車及び被牽引車は除く）について、標準税率に概ね20%加算した税額が課税されます。

●軽課について（令和5年度課税分）

令和4年度に最初の新規検査を受けた下表に該当する軽自動車は、令和5年度の軽自動車税が通常の税率より概ね25%、50%または75%軽減されます。

| 最初の新規検査年月日 | 軽課の対象車 | | 適用税率※1 | |
|------------|---|------------|-------------------------|---------|
| 令和4年4月1日 | ・電気自動車 ・天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減） | | 概ね75%軽減 | |
| ～ | ガソリン車・ハイブリッド車 (平成30年排ガス基準50% 低減又は平成17年排出ガス 基準75%低減達成車)※2 | 営業用 乗用車 | 令和12年度燃費基準90%以上達成 ※3 | 概ね50%軽減 |
| 令和5年3月31日 | | | 令和12年度燃費基準70%以上達成 ※4 | 概ね25%軽減 |

- ※1 軽減の適用は、最初の新規検査の翌年度（令和5年度）のみです（その後は標準税率になります）。
- ※2 低排出ガスと燃費基準の2つを満たした車を軽減します。
- ※3 については令和7年度取得分まで、※4については令和6年度取得分までが対象となります。

●軽自動車税（環境性能割）について

軽自動車の取得には、軽自動車税（環境性能割）が課税されます。
税のしくみは、自動車税（環境性能割）とほぼ同様です（39ページ参照）。



納める人

1月1日現在で土地、家屋及び償却資産を所有する人



非課税

- 1 国や地方公共団体等
- 2 公共用道路、墓地、保安林、国立公園又は国定公園内の一定の土地、学校等



納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (1.4\%)}$$



課税標準

- 1 1月1日現在の固定資産の価格
(固定資産評価基準により評価され、固定資産課税台帳に登録されている価格)
- 2 土地、家屋については、原則として3年に1度、評価替えを行います。



課税標準の特例

- 1 小規模住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡までの部分）
 - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6}$
 - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 5\%$
(ただし、今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 20\%$ を下回る場合は 今年度の評価額 $\times \frac{1}{6} \times 20\%$ とする。)
- 2 住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡を超える部分）
 - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3}$
 - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 5\%$
(ただし、今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 20\%$ を下回る場合は 今年度の評価額 $\times \frac{1}{3} \times 20\%$ とする。)

固定資産税

3 市町村税のあらまし

3 商業地等の宅地（住宅以外の建物が建っている土地など）

下表の負担水準に応じた額

| 区 分 | 負担水準 | |
|---------|--------|--|
| 商 業 地 等 | 70%～ | 今年度の評価額×70% |
| | 60～70% | 前年度の課税標準額を据え置き |
| | ～60% | 前年度の課税標準額+今年度の評価額×5% 〔ただし、今年度の評価額×60%を上回る場合は今年度の評価額×60% 今年度の評価額×20%を下回る場合は今年度の評価額×20%とする。〕 |

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$

4 農地（田・畑）

(1) と (2) のうち、いずれか低い額

- (1) 今年度の評価額
- (2) 下表の負担水準に応じた額

| 区 分 | 負担水準 | |
|-----|--------|-----------------|
| 農 地 | 90%～ | 前年度の課税標準額×1.025 |
| | 80～90% | 前年度の課税標準額×1.05 |
| | 70～80% | 前年度の課税標準額×1.075 |
| | ～70% | 前年度の課税標準額×1.10 |

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$



免税点

| 土 地 | 家 屋 | 償 却 資 産 |
|------|------|---------|
| 30万円 | 20万円 | 150万円 |



納 税

市町村から送られる納税通知書によって、市町村が条例で定める納期（4月・7月・12月・2月の年4回など）までに納めます。



納める人

固定資産税の課税対象のうち、都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋又は市街化調整区域のうち市町村の条例で定める区域内に所在する土地、家屋を所有する人。

この場合の所有者とは、固定資産税における所有者と同じです。



納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (制限税率0.3\%)}$$

(注) 税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。



課税標準

土地、家屋の価格（原則として、固定資産税の課税標準となる価格と同一）

※ 課税標準の特例等については、固定資産税と相違する場合があります。



免税点

| 土 地 | 家 屋 |
|-------|-------|
| 30 万円 | 20 万円 |

市町村たばこ税

税のしくみは、県たばこ税と同様です（29 ページ参照）。



納める額

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数 1,000 本につき 6,552 円



納める人

所得税の納税義務者は個人ですが、法人も納税義務者になることがあります。

日本に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人（居住者といいます。）、居住者以外の個人（非居住者といいます。）、内国法人、外国法人等のいずれかであるかによって、所得税のかかる範囲、納税方法が異なります。



納める額

$$\text{税 額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税 率} - \text{税額控除額}$$

(注1) 退職所得、山林所得、譲渡所得のうち土地・株式等の譲渡等分離課税となるもの及び利子・配当所得のうち分離課税を選択した場合などは、それぞれ上記の計算方法とは異なります。

(注2) なお、平成25年から令和19年までの各年分については、それぞれの年分の基準所得税額の2.1%を「復興特別所得税」として、所得税と併せて申告・納付することになります。

1 所得の種類と計算方法

| 種 類 | 内 容 | 計 算 方 法 |
|-----------|------------------------------|--|
| 利 子 所 得 | 預貯金、国債などの利子の所得 | 収入金額＝所得金額 |
| 配 当 所 得 | 株式、出資の配当などの所得 | 収入金額－株式などを取得するための負債の利子 |
| 不 動 産 所 得 | 土地、建物などを貸している場合の所得 | 総収入金額－必要経費 |
| 事 業 所 得 | 商工業、農業など事業を行っている場合の所得 | 総収入金額－必要経費 |
| 給 与 所 得 | 給料、賃金、ボーナスなどの所得 | 収入金額－給与所得控除額 |
| 退 職 所 得 | 退職手当、一時恩給などの所得 | $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ 「特定役員退職手当等」については、1/2を乗じません。 |
| 山 林 所 得 | 山林を売った場合の所得 | 総収入金額－必要経費－特別控除額 |
| 譲 渡 所 得 | 土地、株式、金地金などを売った場合の所得 | 総収入金額等－売却した資産の取得費・譲渡費用－特別控除額（注） |
| 一 時 所 得 | 生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得 | $(\text{総収入} - \text{収入を得るため} - \text{特 別} - \text{金 額} - \text{に支出した費用} - \text{控除額}) \times \frac{1}{2}$ |
| 雑 所 得 | 恩給、年金などの所得 | 収入金額－公的年金等控除額 |
| | 営業でない貸金の利子など、上記各所得にあてはまらない所得 | 総収入金額－必要経費 |

(注) 譲渡所得の特別控除には要件があります。

2 所得控除（令和2年分以後）

| 控除の種類 | 控除の内容 |
|--------------|---|
| 雑損控除 | あなたや生計を一にする配偶者その他の親族（所得金額が48万円以下の人）の有する住宅や家財を含む生活に通常必要な資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や、これらに関連してやむを得ない支出をした場合に受けられる控除です。 |
| 医療費控除 | あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のためにその年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に受けられる控除です。控除額は最高200万円です。 |
| 社会保険料控除 | あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料を支払ったり、あなたの給与や年金などから差し引かれた保険料がある場合に受けられる控除です。 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金などを支払った場合に受けられる控除です。 |
| 生命保険料控除 | 生命保険や介護医療保険及び個人年金保険で、あなたが支払った保険料がある場合に受けられる控除です。控除額は最高12万円です。なお、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。 |
| 地震保険料控除 | 特定の損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合に受けられる控除です。控除額は最高5万円です。 |
| 寄附金控除 | 国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定の寄附金（2千円超）を支出した場合に受けられる控除です。 |
| 障害者控除 | あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合に受けられる控除です。控除額は1人につき、障害者が27万円、特別障害者が40万円、同居特別障害者が75万円です。 |
| ひとり親控除 | あなたのその年における合計所得金額が500万円以下であり、ひとり親（婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一とする子を有する単身者）である場合に受けられる控除です。控除額は35万円です。 |
| 寡婦控除 | あなたのその年における合計所得金額が500万円以下であり、ひとり親に該当しない寡婦（夫と死別又は離婚し、その後婚姻をしていない者などで一定の要件に該当する者）である場合に受けられる控除です。控除額は27万円です。 |
| 勤労学生控除 | あなたが勤労学生である場合に受けられる控除です。控除額は27万円です。 |
| 配偶者控除 | あなたのその年における合計所得金額が1,000万円以下であり、控除対象配偶者（本人と生計を一にしている、年間の合計所得金額が48万円以下の配偶者で、青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない者、又は白色申告者の事業専従者でない者）がいる場合に受けられる控除です。控除額は、本人の合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢に応じ、一般の控除対象配偶者（70歳未満）が13万円から最高38万円、老人控除対象配偶者（70歳以上）が16万円から最高48万円です。 |
| 配偶者特別控除 | あなたのその年における合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の年間の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に受けられる控除です。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じ、1万円から最高38万円です。 |
| 扶養控除 | あなたに控除対象扶養親族（16歳以上）がいる場合に受けられる控除です。控除額は、1人当たり、一般の控除対象扶養親族が38万円、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）が63万円、老人扶養親族（70歳以上）のうち同居老親等が58万円、同居老親等以外の者が48万円です。 なお、扶養親族とは、本人と生計を一にしている、年間の合計所得金額が48万円以下の配偶者以外の親族（青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている者、又は白色申告者の事業専従者を除きます。）等をいいます。 |
| 基礎控除 | あなたのその年における合計所得金額が2,500万円以下である場合に受けられる控除です。控除額は16万円から最高48万円です。 |

※ 各種控除の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

3 税率（平成27年分以後）

| 課税される所得金額 | 税率 | 控除額 |
|--------------------------------|-----|------------|
| 1,000円から 1,949,000円まで | 5% | 0円 |
| 1,950,000円から 3,299,000円まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円から 6,949,000円まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円から 8,999,000円まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円から 17,999,000円まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円から 39,999,000円まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円以上 | 45% | 4,796,000円 |

（具体例）

課税される所得金額が7,000,000円の場合
 $7,000,000円 \times 0.23 - 636,000円 = 974,000円$

4 税額控除（主なもの）

- (1) 配当控除
株式の配当などの配当所得がある場合（一定の場合を除く。）
- (2) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除
借入金等を利用して住宅を取得又は増改築等をした場合で一定の要件を満たす場合
- (3) 住宅耐震改修特別控除
家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合
- (4) 認定住宅等新築等特別税額控除
認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等を購入した場合で一定の要件を満たす場合
- (5) 外国税額控除
外国で所得税に相当する税を納付した場合等



申告と納税

原則として、ご自身で1月1日から12月31日までの1年間の所得金額に対する税額を計算して、翌年2月16日から3月15日までに申告の際の住所地を所轄する税務署に確定申告をし、税金を納めます。
給与所得者及び公的年金の受給者で、一定の者は確定申告の必要はありません。



納める人

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人や人格のない社団等も含む。）



納める額

$$\text{税 額} = \text{所得金額} \times \text{税 率} - \text{税額控除額}$$

(注) 所得金額とは、各事業年度の「益金の額」（資産の売却等の収益額）から「損金の額」（売上原価等の原価の額、販売費等の費用及び損失の額）を差し引いて算出したものです。



税 率

1 各事業年度の所得に対する税率

平成31年4月1日以後開始事業年度

| 区 分 | | 普通法人 | | 協 同 組 合 等 | 公 益 法 人 等 | 人 格 の な い 社 団 等 |
|------------------|------------|--------|----------------|--------------|------------------|--------------------|
| | | 中小法人以外 | 中小法人(注1) | | | |
| 一 般 の 所 得 金 額 | 年 800 万円以下 | 23.2% | 15% (19%注2) | 15% | 15% | 15% |
| | 年 800 万円超 | | 23.2% | 19% | 19% (23.2%注3) | 23.2% |

特定の医療法人や（特定の）協同組合等には適用する税率に特例があります。

(注1) 中小法人：普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等との間に完全支配関係がある普通法人は中小法人から除かれます。

(注2) 事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等

(注3) 公益社団法人、公益財団法人、非営利型一般社団法人、非営利型一般財団法人及び公益法人等とみなされる法人

2 地方法人税

課税標準法人税額 × 10.3%

地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は一つの様式となっていますので、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。



申告と納税

1 確定申告

原則として、各事業年度の終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署に確定申告し、納付します。

2 中間申告

事業年度が6か月を超える法人で、中間納付額が10万円を超える場合は、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に所轄の税務署に中間申告し、納付します。



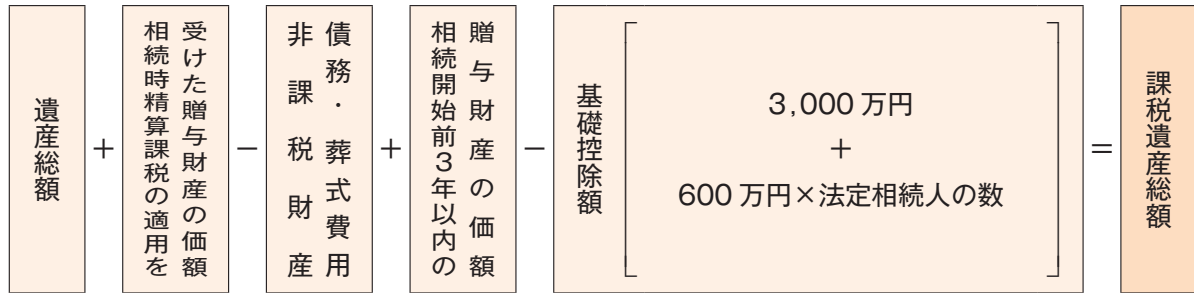
納める人

- 1 相続や遺贈（遺言による財産処分）により財産を取得した人
- 2 贈与による相続時精算課税の適用を受けた財産を取得した人



納める額

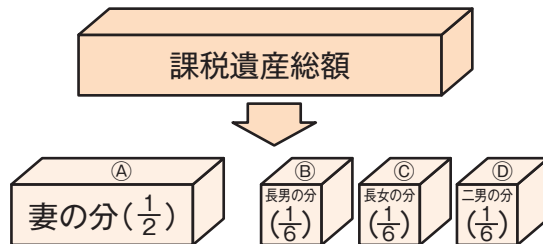
1 課税遺産総額



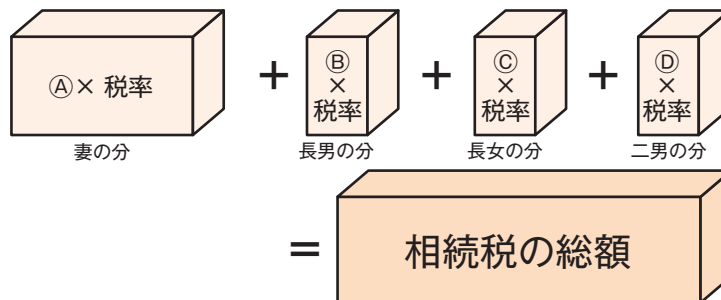
(注) 相続開始前3年以内の贈与財産の価額には、相続時精算課税の適用を受けた財産の価額は含まれません。

2 税額の計算

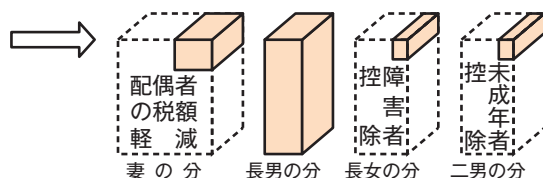
- (1) 前記の課税遺産総額を法定相続分に応じて分ける。



- (2) それぞれに税率を乗じて税額を合計する。



- (3) 相続税の総額を実際に取得した正味の遺産額の割合であん分する。
- (4) 相続や遺贈によって財産を取得した人が被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む。）及び配偶者以外の人である場合はその人の相続税額に2割を加算する。
 なお、いわゆる孫養子など被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子となっている者（代襲相続人を除く。）は、この場合の一親等の血族には含まれず、2割加算の対象となります。
- (5) 相続した各人の税額から各種の税額控除を行い、納付税額を算出する。



3 税率（相続税の速算表）

| 法定相続分に応ずる取得金額 | 税率 | 控除額 |
|---------------|-----|---------|
| 1,000万円 以下 | 10% | － |
| 3,000万円 以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円 以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円 以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円 以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円 以下 | 45% | 2,700万円 |
| 6億円 以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円 超 | 55% | 7,200万円 |



申告と納税

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告書を提出し、申告書の提出期限までに、申告した税額を納付します。



相続税の軽減

1 暦年課税に係る贈与税額控除

遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

2 配偶者の税額の軽減

配偶者が相続した財産のうち、法定相続分相当額又は1億6000万円（いずれか高い方）までは、配偶者の税額が軽減（控除）されます（申告が必要）。

3 未成年者控除

財産を相続した人が未成年者であるときは、満18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

4 障害者控除

財産を相続した人が障害者であるときは、満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者については20万円）が控除されます。

5 相次相続控除

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続によって財産を取得していた場合には、その被相続人から相続（被相続人から相続人に対する遺贈を含みます。）によって財産を取得した人の相続税額から、相次相続控除として一定の金額が差し引かれます。

6 相続時精算課税に係る贈与税額控除

遺産総額に加算された相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額に対する贈与税額が控除されます。なお、控除しきれない金額がある場合には、申告することにより還付を受けることができます。



納める人

贈与により財産を取得した人



納める額

1 相続時精算課税制度に該当しない場合又は選択しない場合

$$\text{税額} = \left[\text{贈与財産の価額} - \text{配偶者控除額} - \text{基礎控除額} \right] \times \text{税率}$$

(注1) 基礎控除額…110万円

(注2) 配偶者控除額…婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与について一定の要件を満たせば最高2,000万円(申告が必要)

(注3) 税率(贈与税の速算表)

◎ 右以外の場合

| 基礎控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|------------|-----|-------|
| 200万円 以下 | 10% | - |
| 300万円 以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円 以下 | 20% | 25万円 |
| 600万円 以下 | 30% | 65万円 |
| 1,000万円 以下 | 40% | 125万円 |
| 1,500万円 以下 | 45% | 175万円 |
| 3,000万円 以下 | 50% | 250万円 |
| 3,000万円 超 | 55% | 400万円 |

◎ 1月1日現在で18歳以上で直系尊属から贈与を受けた方

| 基礎控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|------------|-----|-------|
| 200万円 以下 | 10% | - |
| 400万円 以下 | 15% | 10万円 |
| 600万円 以下 | 20% | 30万円 |
| 1,000万円 以下 | 30% | 90万円 |
| 1,500万円 以下 | 40% | 190万円 |
| 3,000万円 以下 | 45% | 265万円 |
| 4,500万円 以下 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円 超 | 55% | 640万円 |

○この速算表の使用方法

$$\text{税額} = \text{基礎控除後の課税価格} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

2 相続時精算課税制度を選択する場合

60歳以上の直系尊属から1月1日現在で18歳以上の子又は孫が財産の贈与を受けた場合には、その贈与者ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

$$\text{税額} = \left[\text{贈与財産の価額} - \text{特別控除額} \right] \times \text{税率(20\%)}$$

(注1) 特別控除額 2,500万円

前年までに特別控除を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となります。

(注2) 贈与者が亡くなった時に、相続財産(遺産総額)の価額と相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額を合計して相続税の課税対象となる課税総資産総額を計算します。

その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は申告することにより還付されます。

(注3) 相続時精算課税を選択しようとする場合には、贈与税の期限内に申告「相続時精算課税選択届出書」及び戸籍謄本など一定の書類を添付して提出しなければなりません。



申告と納税

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、住所地を管轄する税務署に申告し、納税します。



納める人

1 国内取引

国内において対価を得て課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人

2 輸入取引

外国貨物（課税貨物）を保税地域から引き取る者

【消費税の納税義務】

(1) 原則

消費税の納税義務者は、原則として、その課税期間の基準期間（※1）の課税売上高が1,000万円を超える事業者（課税事業者）です。また、その課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者は、納税義務が免除され、免税事業者となります。

(2) 特定期間（※2）における課税売上高による特例

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間にかかる課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

(3) 新設法人の特例

基準期間のない法人であっても、事業年度開始の日における資本金が1,000万円以上である新設法人は、基準期間のない事業年度においては納税義務が免除されません。

(4) 調整対象固定資産を取得した場合の特例

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます）において調整対象固定資産（※3）の課税仕入れをした場合には、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者になることができません。

また、その調整対象固定資産の課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は簡易課税制度の適用を受けることもできません。

① 選択課税事業者となった課税期間の初日から2年間を経過する日までの間に開始した各課税期間

② 新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間

(5) 高額特定資産を取得した場合の特例

事業者が課税事業者である課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます）において、平成28年4月1日以後に高額特定資産（※4）の仕入れ等をした場合（※5）には、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者となることはできません。

また、高額特定資産の仕入れ等をした課税期間の初日から原則として3年間は簡易課税制度の適用を受けることができません。

※1 基準期間とは、個人事業者の場合は前々年、事業年度が1年である法人の場合は前々事業年度のことをいいます。

※2 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則としてその前の事業年度開始の日以後6カ月の期間をいいます。

※3 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で税抜価格が100万円以上のものです。

※4 高額特定資産とは、税抜価格が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産です。

※5 平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れをした場合には、この特例は適用されません。

3 国境を越えた役務の提供

電気通信回線（インターネット等）を介して国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・音楽・広告の配信等の役務の提供（「電気通信利用役務の提供」）については、国外から行われるものも、国内取引として消費税が課税されることとされています。

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」（例：「広告の配信」等）については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されています。消費者向けの取引については、国外事業者が申告納税を行うこととされています。



納める額

1 税率

| 区分 | 適用時期 | 令和元年10月1日から | | |
|--------|------|-------------|-------|-------|
| | | 令和元年9月30日まで | 標準税率 | 軽減税率 |
| 消費税率 | | 6.3% | 7.8% | 6.24% |
| 地方消費税率 | | 1.7% | 2.2% | 1.76% |
| 合計 | | 8.0% | 10.0% | 8.0% |

軽減税率の対象となる品目

- 1 飲食物品：食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 2 新聞：一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

2 一般課税（原則）

$$\text{税額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} - \text{課税期間の課税仕入高} \times \text{税率}$$

3 簡易課税制度

基準期間の課税売上高（税抜き）が5,000万円以下の課税事業者は届出により簡易な計算方法を選択することができます。

$$\text{税額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} - \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

| 事業区分 | 該当する事業 | みなし仕入率 |
|-------|--|--------|
| 第1種事業 | 卸売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業） | 90% |
| 第2種事業 | 小売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業）、農業・林業・漁業（飲食物品の譲渡に係る事業） | 80% |
| 第3種事業 | 農業・林業・漁業（飲食物品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業 | 70% |
| 第4種事業 | 第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業、第6種事業以外の事業（飲食店業等） | 60% |
| 第5種事業 | 運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（注） （第1種事業から第3種事業までに該当しないもの） | 50% |
| 第6種事業 | 不動産業 | 40% |

（注） 飲食サービス業に該当する事業を除く

4 非課税取引

土地の譲渡及び貸付け（注1）、社債・株式・商品券等の譲渡、利子、保険料、住民票交付等の行政手数料、社会保険医療、社会福祉事業、埋葬料、火葬料などといった取引については、消費税は課税されません。

（注1）土地の貸付けに係る期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合を除きます（消法別表第一、消令8）。



申告と納税

1 確定申告

原則として、課税期間の末日の翌日から2か月以内に所轄の税務署に確定申告し、納付します。また、個人事業者は課税期間の翌年3月末日までに申告し、納付します。

2 中間申告

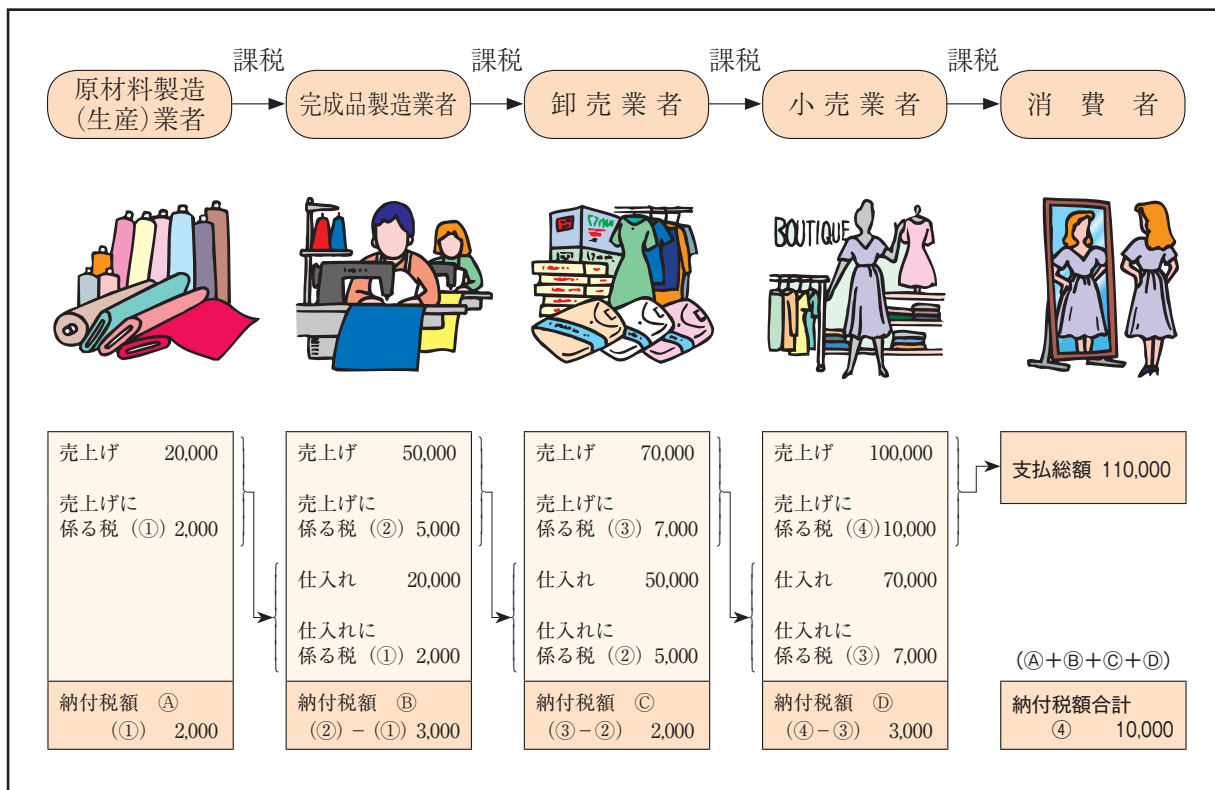
中間申告は直前の課税期間の確定消費税額に応じて、次のようになります。

| 直前の課税期間の確定消費税額 | 中間申告の回数 (中間申告対象期間) | 中間申告額 |
|---------------------|--|----------------------|
| 48万円以下 | 中間申告不要 (任意に中間申告書 (年1回) を提出する旨を記載した届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。) | |
| 48万円超 400万円以下 | 年1回 (6か月) | 直前の課税期間の確定消費税額の2分の1 |
| 400万円超 4,800万円以下 | 年3回 (3か月) | 直前の課税期間の確定消費税額の4分の1 |
| 4,800万円超 | 年11回 (1か月) | 直前の課税期間の確定消費税額の12分の1 |

なお、各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません。

消費税及び地方消費税の課税の概念図



消費税と地方消費税を合わせた税率 (10%) で計算しています。 (単位:円)

東日本大震災により被害を受けられた方に対する救済措置について**県 税**

東日本大震災（原子力発電所の事故を含む。）により住宅や家財などに被害を受けられた方は、個人県民税、不動産取得税等について、次のような軽減措置等を受けられます。

○ **税目別の措置**・ **個人県民税**

所有する居住用の家屋が東日本大震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅ローン控除の特例（住宅ローンの年末残高の限度額、控除率及び重複適用）について、所得税と同様に適用を受けることができます。

・ **不動産取得税**

東日本大震災により滅失・損壊した不動産の所有者等が、令和8年3月31日までに代替りの不動産を取得した次の場合には、被災不動産の面積相当分の不動産取得税が課税されません。

また、原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に同区域の指定の公示があった日において所在した不動産の所有者等が、同区域の指定解除の公示のあった日から3月（代替家屋の新築については1年）を経過する日までに取得した場合も、同様の措置が受けられます。

- ・ 被災家屋に代わる家屋を取得した。
- ・ 被災家屋の敷地に代わる家屋用の土地を取得した。
- ・ 被災農用地に代わる農用地を取得した。

○ **納税の猶予（全税目）**

県税を一時納めることができないときは、原則として1年以内に限り納税を猶予します。

市町村税

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けられた場合で、一定の要件に該当するときは、個人市町村民税、固定資産税・都市計画税について、次のような軽減措置等を受けられます。

○ 個人市町村民税

所有する居住用の家屋が東日本大震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅ローン控除の特例（住宅ローンの年末残高の限度額、控除率及び重複適用）について、所得税と同様に適用を受けることができます。

○ 固定資産税・都市計画税

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地で、住宅用地の特例の適用を受けていた土地のうち、市町村長が認める場合には、引き続き住宅用地の軽減措置を受けることができます。


また、被災住宅用地・被災家屋・被災償却資産の所有者等がその住宅用地等に代わるものとして取得等がなされたものと市町村長が認める場合には、それらに係る固定資産税等について、一定の軽減措置を受けることができます。

※ 詳しくは、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。

産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置 (課税免除) について

茨城県では、県内における産業活動の活性化と雇用機会の創出のため、県税の特別措置を設けています。

<特別措置の概要>

| 税 目 | 不動産取得税 |
|---------|--|
| 対 象 地 域 | 茨城県内全域 |
| 対 象 法 人 | <p>以下に掲げる対象事業の用に供する事務所又は事業所を、茨城県内に新設又は増設し、県内で従業者^(注1)が5人以上^(注2)増加した法人</p> <p>【対象事業】 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業（過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）に限る。）、旅館業、小売業（認定中心市街地等及び産業振興促進区域における大規模小売店舗で行うものに限る。）、植物工場（不動産取得税の課税対象となる家屋内において行う事業に限る。）、農林水産物等販売業（産業振興促進区域に限る。）等</p> <p>※ 次のものは対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税を滞納している法人 ・ 事務所等の新增設が、県内事務所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） <p>注1） 雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等にかかる被保険者を除きます。）に限ります。 注2） 事務所等の新增設が、茨城県有地、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等又は産業振興促進区域の区域内である場合は、5人未満であっても課税免除の対象となります。</p> |
| 特別措置の内容 | <p>事務所等の新增設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除</p> <p>※ 免除割合は別記のとおりです。</p> <p>※ 土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免除対象となる場合に限りです。</p> |
| 適 用 期 間 | 令和6年3月31日まで |
| 申 告 手 続 | <p>不動産を取得した日から60日以内に、「課税免除申告書」を「不動産取得申告（報告）書」と併せて提出する。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する表示に関する登記又は所有権の登記を申請した場合には不動産取得申告（報告）書の提出は不要です。</p> <p>課税免除の申告様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html#q11</p>  |

<免除割合>

○不動産取得税

[家 屋]

$$\frac{(A) \text{のうち自己の事業の用に供する部分の延べ面積}}{\text{取得した家屋の延べ面積 (A)}}$$

[土 地]

家屋の敷地を含む一団の土地全体

茨城県過疎地域等における県税の特別措置について

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る県税の特別措置（課税免除）

茨城県では、本県の過疎地域のうち過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）内において、対象事業の用に供する設備を取得等し、次の要件に該当する場合は、県税の課税免除を受けることができます。

| 対象地域 | 過疎地域（常陸太田市（旧水府村、旧里美村）※、潮来市（旧牛堀町）、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、稲敷市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）、桜川市、行方市、城里町（旧桂村、旧七会村）、大子町、河内町、利根町）の産業振興促進区域 ※過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い過疎地域の対象外となった旧金砂郷町については、令和9年3月31日まで経過措置があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|-----------|-----------|-----------|------|---------|------------------|-----|---------|---------------|----------|-----------|------|-----------|--------------------|------------------|-----|---------|----------|----------|
| 対象事業 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、（個人事業に係る）畜産業、水産業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用要件 | <p>・過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備を取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修のための工事による取得又は建設を含む）し、以下の取得価額等の要件を満たした場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>資本金の規模</th> <th>対象となる設備投資</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">製造業・旅館業</td> <td>5,000万円以下（個人を含む）</td> <td>取得等</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超1億円以下</td> <td rowspan="2">新設又は増設のみ</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報サービス業等・農林水産物等販売業</td> <td>5,000万円以下（個人を含む）</td> <td>取得等</td> <td rowspan="2">500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>新設又は増設のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・畜産業又は水産業を行う個人について、当該事業を行う者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3を超え、1/2以下である場合</p> | 事業の種類 | 資本金の規模 | 対象となる設備投資 | 取得価額 | 製造業・旅館業 | 5,000万円以下（個人を含む） | 取得等 | 500万円以上 | 5,000万円超1億円以下 | 新設又は増設のみ | 1,000万円以上 | 1億円超 | 2,000万円以上 | 情報サービス業等・農林水産物等販売業 | 5,000万円以下（個人を含む） | 取得等 | 500万円以上 | 5,000万円超 | 新設又は増設のみ |
| 事業の種類 | 資本金の規模 | 対象となる設備投資 | 取得価額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造業・旅館業 | 5,000万円以下（個人を含む） | 取得等 | 500万円以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000万円超1億円以下 | 新設又は増設のみ | 1,000万円以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1億円超 | | 2,000万円以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報サービス業等・農林水産物等販売業 | 5,000万円以下（個人を含む） | 取得等 | 500万円以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000万円超 | 新設又は増設のみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別措置の内容 | <p><法人事業税> 設備投資に係る増加従業者数の割合に応じて、3年間免除</p> <p><不動産取得税> 設備投資に係る家屋又はその敷地の取得に係る税額を免除 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。</p> <p><個人事業税> 設備投資に係る増加従業者数の割合に応じて、3年間免除（畜産業又は水産業の場合は、5年間免除）</p> <p><県が課税する固定資産税> 設備投資に係る償却資産に係る税額を3年間免除</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用期限 | 令和6年3月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に係る県税の特別措置（不均一課税）

茨城県では、本県の原子力発電施設等立地地域内において、対象事業の用に供する設備を新設又は増設し、次の要件に該当する場合は、県税を不均一課税（税率を軽減）します。

| | |
|---------|--|
| 対象地域 | 水戸市（旧内原町を除く）、日立市（旧十王町を除く）、常陸太田市（旧里美村、旧水府村を除く）、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市（旧大宮町）、鉾田市（旧旭村、旧鉾田町） |
| 対象事業 | 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 |
| 適用要件 | 事業年度内（個人の場合は事業年内）に2,700万円を超える額の対象事業に係る設備（建物及びその附属設備、償却資産）を新設又は増設した場合で、製造業以外の対象事業にあっては、増加雇用量が15人を超える場合 |
| 特別措置の内容 | <p><法人事業税> 3年間の税率を軽減 免除率 初年度1/2→2年度1/4→3年度1/8</p> <p><不動産取得税> 新增設に係る家屋又はその敷地である土地の取得に係る税率を軽減 免除率 9/10 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。</p> <p><個人事業税> 3年間の税率を軽減 免除率 初年度1/2→2年度1/4→3年度1/8</p> <p><県が課税する固定資産税> 3年間の税率を軽減 免除率 初年度9/10→2年度3/4→3年度1/2</p> |
| 適用期限 | 令和7年3月31日まで |

○ 特別措置の手続き

特別措置を受けようとする税目に関する申告期限までに、申告書及び必要書類により管轄の県税事務所へ申請してください。申告書の様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>



茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置について

茨城県では、企業の本社機能移転等の促進を図り、安定した良質な雇用を通じて本県への新たな人の流れを生み出すことを目的として、県税の特別措置を設けています。

1 対象者

県内において、本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた個人事業者又は法人

2 対象要件

- ① 令和6年3月31日までに、知事から本社機能整備に関する計画の認定（※1）を受け、認定後3年以内に対象施設等（※2）を新設又は増設すること。
- ② 新設又は増設した対象施設等の取得価額が3,800万円（中小企業者等にあつては1,900万円）以上であること。

※1 計画の認定手続きについては、県政策企画部計画推進課（電話 029-301-2072）にお問い合わせください。

※2 本社機能（事業や業務を管理、統括、運営している業務）を有する事務所、研究開発において重要な役割を担う研究所、人材育成において重要な役割を担う研修所

3 特別措置の内容

(1) 対象税目

| 税 目 | 内 容 |
|----------------|--|
| 個人事業税 法人事業税 | 対象施設等の新增設に伴って増加した従業者数の割合（※）に応じて、税率を3年間軽減 ※電気供給業、ガス供給業、倉庫業については、増加固定資産の割合 |
| 不動産取得税 | 対象施設等である家屋又はその敷地である土地の取得（※）に係る税率を免除又は軽減 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。 |

(2) 免除率

| 税 目 | 対象事業者 | 初年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------------|-------------|-----|-------|-----|
| 個人事業税 法人事業税 | 法認定事業者（※1） | 1/2 | 1/2 | 1/2 |
| | 条例認定事業者（※2） | 1/4 | 1/4 | 1/4 |
| 不動産取得税 | 法認定事業者 | 移転型 | 10/10 | — |
| | | 拡充型 | 9/10 | — |
| | 条例認定事業者 | 1/2 | — | — |

※1 本社機能を地方活力向上地域（法対象地域）に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者

※2 本社機能を法対象外地域に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者

4 特別措置の手続き

特別措置を受けようとする税目に関する申告期限までに、申告書及び必要書類により管轄の県税事務所へ申請してください。申告書の様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>



5 注意事項

認定を受けた事業者については、県税の特別措置のほか、国が課税する法人税や市町村が課税する固定資産税についても特別措置を受けることができます場合があります。詳しくは、管轄の税務署又は市町村へお問い合わせください。

しんりんこしょうかんきょうぜい 森林湖沼環境税

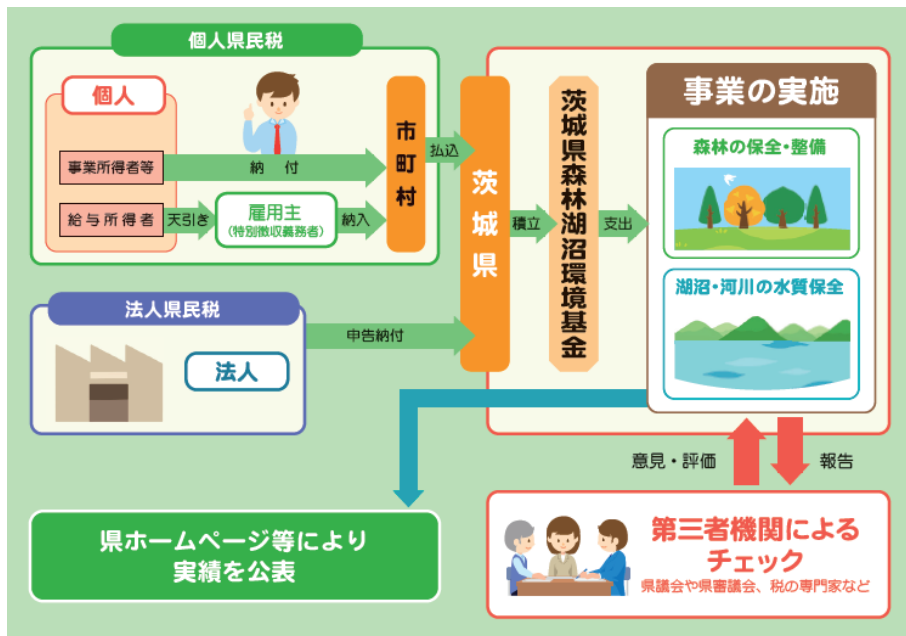
茨城県の豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成20（2008）年度から森林湖沼環境税を活用し、森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に努めています。県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

森林湖沼環境税のしくみ

| | | |
|-------|-----------------------------|----------------|
| 納める人 | 茨城県内に住所等がある個人※ | 茨城県内に事務所等がある法人 |
| 納める額 | 1,000円／年 | 県民税均等割額の10％／年 |
| 納める期間 | 平成20（2008）年度から令和8（2026）年度まで | |

- ※個人県民税均等割を納める人と同じです。
 次の方は、個人県民税均等割が課税されないため、森林湖沼環境税も課税されません。
- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ② 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
 - ③ 前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、ひとり親・寡婦の方

納税から事業実施までの流れ



森林湖沼環境税に関するお問い合わせ先

- | | | |
|----------------------|-------------|-----------------|
| 税のしくみに関すること | 県税務課 | 電話 029-301-2418 |
| 税の使いみちに関すること (森林) | 県林政課森づくり推進室 | 電話 029-301-4021 |
| 税の使いみちに関すること (湖沼・河川) | 県環境対策課水環境室 | 電話 029-301-2968 |

専用ホームページはこちら ➡ <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shinkozei/>



県税に係る社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度について

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度が導入され、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき申告書・申請書等から個人番号・法人番号の記載が必要となりました。

●個人番号・法人番号とは

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、各市町村から通知されます。利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

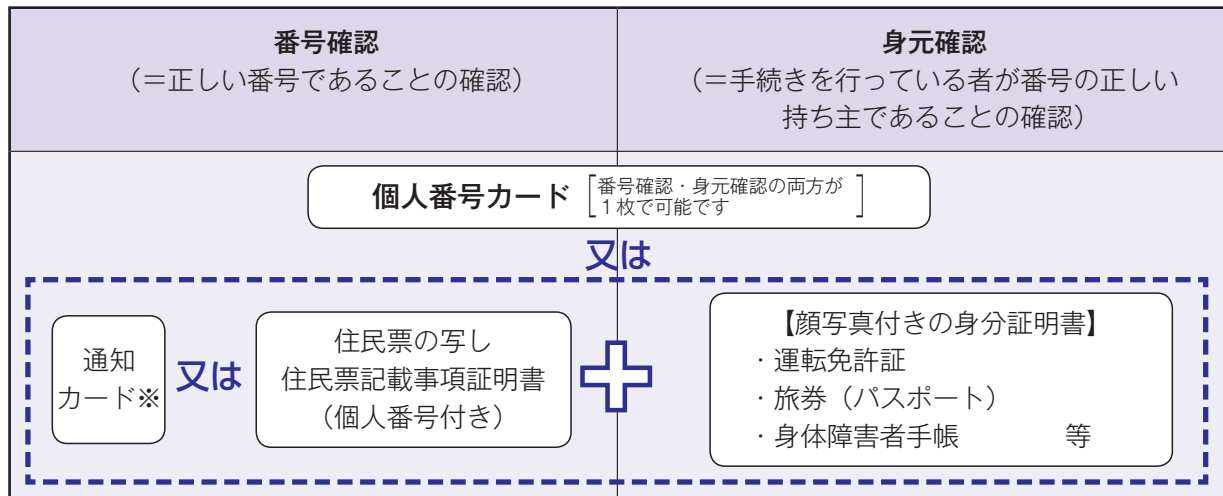
法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等（※）に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

（※） 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。

個人番号を記載した申告書等を提出する際の本人確認（番号確認・身元確認）について

（1）本人が申請する場合

個人番号を記載した申告書等を県税事務所等に提出する際には、番号確認及び身元確認が必要となりますので、以下の書類等をご準備ください。



（2）代理人が申請する場合

代理人が個人番号を記載した申告書等を提出する際には、代理権の確認、代理人の身元確認及び本人の番号確認が必要となりますので、以下の書類等をご準備ください。

| 代理権の確認 | 代理人の身元確認 | 本人の番号確認 |
|--------|------------------|--|
| 委任状 | 代理人の顔写真付きの身分証明書等 | ・ 本人の個人番号カード又は通知カード※（写しも可） ・ 個人番号付きの住民票の写し ・ 個人番号付きの住民票記載事項証明書（写しも可） |

・この他の本人確認の書類等につきましては、県税務課ホームページをご覧ください。

給与支払者(事業主)の皆さまへ

個人住民税は 給与からの特別徴収が 原則です！

茨城県と
県内すべての
市町村から
重要な
お知らせです！

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し納入する制度です。

所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者には、アルバイト、パート、役員等を含むすべての受給者の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務づけられています。



地方税共通納税システム

特別徴収税額は、「地方税共通納税システム」を利用した納入が便利です。

給与支払者(事業主)の皆さまは、「地方税共通納税システム」を利用することにより、パソコンを用いて一度の操作で複数の地方公共団体に対して納入することができます。

※金融機関の窓口に向いて地方公共団体ごとに納入する必要がなく、とても便利です。

詳しくは、eLTAX(地方税ポータルシステム)のホームページをご覧ください。

(右の二次元バーコードからアクセス)



※ 納期の特例(年2回納入)について

特別徴収税額は毎月の納入(12回)を基本としていますが、受給者が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。

< 6月から11月までに徴収(天引き)した分 >

12月10日までに納入

< 12月から翌年5月までに徴収(天引き)した分 >

翌年6月10日までに納入

茨城県及び県内全ての市町村では、連携して特別徴収の徹底に取り組んでいます。



■ 特別徴収義務者となる給与支払者（事業主）

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）

■ 例外として普通徴収が認められる場合

当面、普通徴収※₁が認められるのは、以下の場合に限られます。

（市町村に提出する普通徴収切替理由書に、その旨を記載する必要があります。）

- 普A 総従業員数※₂が2人以下
- 普B 他の事業所で特別徴収※₃
- 普C 給与が少なく税額が引けない※₄
- 普D 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
- 普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- 普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者※₅



- ※₁ 特別徴収によらず、受給者自身が市町村から送付される納税通知書に基づき納付書等で納める方法。
納期は原則年4回（6、8、10、1月。ただし、市町村によって異なる場合があります。）。
- ※₂ 1月1日現在において給与等の支払を受けている者の人数から、「普B」～「普F」に該当するすべての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数。
- ※₃ 給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方の一部などが該当。
- ※₄ 年間の給与所得が市町村の条例で定める均等割非課税基準所得以下の方などが該当。
- ※₅ 育児休業中の方を含みます。

■ 特別徴収を徹底する取組に関するお問い合わせ先

| 県庁 | 担当部署名 | | 電話番号 | 県税事務所 | 担当部署名 | | 電話番号 |
|-----|----------|----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|------|
| | 市町村課 | 税政グループ | ☎ 029-301-2481 | | 水戸県税事務所課税第一課 | ☎ 029-221-4800 | |
| 税務課 | 賦課グループ | ☎ 029-301-2429 | 常陸太田県税事務所課税第一課 | ☎ 0294-80-3311 | | | |
| | 徴収対策・査察室 | ☎ 029-301-2446 | 行方県税事務所課税第一課 | ☎ 0299-72-0483 | | | |
| | | | 土浦県税事務所課税第一課 | ☎ 029-822-7212 | | | |
| | | | 筑西県税事務所課税第一課 | ☎ 0296-24-9192 | | | |

■ 具体的な手続きに関するお問い合わせ先（各市町村担当課）

| | 市町村 | 担当部署名 | 電話番号 | | 市町村 | 担当部署名 | 電話番号 |
|---|---------|-------|----------------|---|---------|-------|----------------|
| あ | 阿見町 | 税務課 | ☎ 029-888-1111 | た | 高萩市 | 税務課 | ☎ 0293-23-2115 |
| い | 石岡市 | 税務課 | ☎ 0299-23-1111 | ち | 筑西市 | 市民税課 | ☎ 0296-24-2111 |
| | 潮来市 | 税務課 | ☎ 0299-63-1111 | つ | つくば市 | 市民税課 | ☎ 029-883-1111 |
| | 稲敷市 | 税務課 | ☎ 029-892-2000 | | つくばみらい市 | 税務課 | ☎ 0297-58-2111 |
| | 茨城町 | 税務課 | ☎ 029-292-1111 | | 土浦市 | 課税課 | ☎ 029-826-1111 |
| う | 牛久市 | 税務課 | ☎ 029-873-2111 | と | 東海村 | 税務課 | ☎ 029-282-1711 |
| | 大洗町 | 税務課 | ☎ 029-267-5111 | | 取手市 | 課税課 | ☎ 0297-74-2141 |
| お | 小美玉市 | 税務課 | ☎ 0299-48-1111 | | 利根町 | 税務課 | ☎ 0297-68-2211 |
| | 笠間市 | 税務課 | ☎ 0296-77-1101 | な | 那珂市 | 税務課 | ☎ 029-298-1111 |
| | 鹿嶋市 | 税務課 | ☎ 0299-82-2911 | | 行方市 | 税務課 | ☎ 0299-72-0811 |
| か | かすみがうら市 | 税務課 | ☎ 0299-59-2111 | は | 坂東市 | 課税課 | ☎ 0297-35-2121 |
| | 神栖市 | 課税課 | ☎ 0299-90-1134 | ひ | 日立市 | 市民税課 | ☎ 0294-22-3111 |
| | 河内町 | 税務課 | ☎ 0297-84-2111 | | 常陸太田市 | 税務課 | ☎ 0294-72-3111 |
| | 北茨城市 | 税務課 | ☎ 0293-43-1111 | | 常陸大宮市 | 税務徴収課 | ☎ 0295-52-1111 |
| こ | 古河市 | 市民税課 | ☎ 0280-22-5111 | | ひたちなか市 | 市民税課 | ☎ 029-273-0111 |
| | 五霞町 | 町民税務課 | ☎ 0280-84-1111 | ほ | 鉾田市 | 税務課 | ☎ 0291-36-7446 |
| さ | 境町 | 税務課 | ☎ 0280-81-1300 | み | 水戸市 | 市民税課 | ☎ 029-224-1111 |
| | 桜川市 | 税務課 | ☎ 0296-58-5111 | | 美浦村 | 税務課 | ☎ 029-885-0340 |
| し | 下妻市 | 税務課 | ☎ 0296-43-8192 | も | 守谷市 | 税務課 | ☎ 0297-45-1111 |
| | 常総市 | 税務課 | ☎ 0297-23-2111 | や | 八千代町 | 税務課 | ☎ 0296-48-1111 |
| | 城里町 | 税務課 | ☎ 029-288-3111 | ゆ | 結城市 | 税務課 | ☎ 0296-32-1111 |
| た | 大子町 | 税務課 | ☎ 0295-72-1116 | り | 龍ヶ崎市 | 税務課 | ☎ 0297-64-1111 |

令和4年2月作成

茨城県への ふるさと納税



ふるさと納税は、自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献するための制度で、都道府県や市町村へ「寄附」をすることをいいます。

ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。

茨城県は、総務大臣から「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定」を受けて、ふるさと納税の募集を行っております。

茨城県への寄附は「応援メニュー」を選んでお申込みいただきます。

ふるさと納税を活用して、ぜひ、茨城県を応援してください。

～ 寄附金の使い道を選べる「応援メニュー」～



災害ボランティア活動の支援



犬猫殺処分ゼロを維持する取組



がん対策の推進



働く親のための保育等人材確保



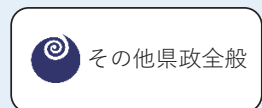
子どもたちの教育環境の充実



芸術・文化の振興



農林水産物のブランド化



▶▶ 魅力たっぷりの「いばらき」をぜひ満喫してください！

7千円以上の寄附をいただいた県外在住の方には、返礼品として県産品をお贈りします
(常陸牛、常陸の輝き、干しいも、ビールなど)

～ お申込み方法 ～

1 ふるさと納税ポータルサイト
「ふるさとチョイス」「高島屋ふるさと納税」
「さとふる」「楽天ふるさと納税」
「auPayふるさと納税」からのお申込み



ふるさとチョイス



高島屋ふるさと納税



さとふる

2 県ホームページ(電子申請)からのお申込み



楽天ふるさと納税



auPAYふるさと納税



県公式ホームページ

3 郵送でのお申込み

郵送でのお申込みの場合は、茨城県総務部税務課税制グループにお電話ください。電話029-301-2418

納税の猶予・減免など

税金を納期限までに納税できない事情がある場合は、そのまま放置せずに、お早めに管轄の県税事務所へご相談ください。

事情によっては、納税の猶予あるいは税金・延滞金の減免が認められることがあります。

●納税の猶予

1 徴収猶予

次のいずれかに該当するときは、1年以内（事情により最長2年）の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

- ① 本人の財産が災害や盗難にあったとき
- ② 本人や生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷をしたとき
- ③ 事業を廃止又は休止したとき
- ④ 事業に著しい損失を受けたとき

2 換価の猶予

次のすべてに該当するときは、1年以内（事情により最長2年）の期間に限り、差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納期限から6か月以内に申請した場合
- ③ 納税について誠実な意思を有すると認められること

●税金・延滞金の減免

災害により損害を受けたときなどには、損害の程度により、個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割・種別割）が減額又は免除されることがあります。

また、延滞金についても、免除（一部又は全額）されることがあります。

減免を受けるための条件や必要書類など、具体的な申請手続きについては、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

なお、減額・免除の申請は、税目によっては納期限前に手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 東日本大震災により被害を受けられた方に対する救済措置については、58～59ページをご覧ください。

県税の救済

●更正の請求

県民税の利子割・県民税の配当割・県民税の株式等譲渡所得割・法人の県民税・法人の事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税・核燃料等取扱税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内※（特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り更正の請求をすることができます。

●不服申立て（審査請求）

県税の課税や徴収に関する処分について不服があるときには、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求書は2通作成し、なるべく処分をした県税事務所を経由して提出してください）。

延滞金

税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります（100円未満の端数又は全額が1,000円未満であるときは、その延滞金を切り捨てます。）。

| 期 間 | 納期限の翌日から 1か月を経過する日まで | 納期限の翌日から1か月を経過した日か ら納税の日まで |
|-----------------------------------|--|---|
| ～平成11年 12月31日 | 年7.3% | 年14.6% |
| 平成12年 1月1日～ 平成25年 12月31日 | 〔※1〕日本銀行が定める商業手形の基準割引率（公定歩合）に年4%を加算した割合と「年7.3%」のいずれか低い割合 | |
| 平成26年 1月1日～ 令和2年 12月31日 | 〔※2〕特例基準割合+1%と「年7.3%」のいずれか低い割合 | 〔※2〕特例基準割合+7.3%と「年14.6%」のいずれか低い割合 |
| 令和3年 1月1日～ | 〔※3〕延滞金特例基準割合+1%と「年7.3%」のいずれか低い割合 (参考) 令和5年：年2.4% | 〔※3〕延滞金特例基準割合+7.3%と「年14.6%」のいずれか低い割合 (参考) 令和5年：年8.7% |

※1 「日本銀行が定める商業手形の基準割引率（公定歩合）」については各年ごとに異なりますので、県税事務所へお問い合わせください。

※2 「特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

※3 「延滞金特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です（令和5年中は、年1.4%）。

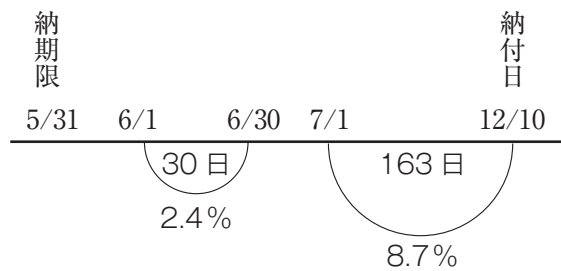
●延滞金の計算

5月31日納期限の自動車税（種別割）39,500円をその年の12月10日に納めた場合

$$39,000 \text{円} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{30}{365} = 76 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

$$39,000 \text{円} \times \frac{8.7}{100} \times \frac{163}{365} = 1,515 \text{円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

合 計 1,500円 (百円未満切捨て)



加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税・核燃料等取扱税について、税を免れるために二重帳簿を作ったり、事実より少なく申告したり、又は申告しなかったときは、次の加算金がかかる場合があります。

| 区分 | 内容 | 金額 |
|---------|---|--|
| 過少申告加算金 | 期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や増額更正を受けた場合 | 増差税額×10% |
| | 上記のうち、増差税額が期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合 | 増差税額×10%+超えた金額の5% |
| 不申告加算金 | 期限内に申告しなかった場合 | |
| | 納める税額のうち50万円以下の部分 | 納める税額×15% (さらに10%を加算する場合があります) |
| | 納める税額のうち50万円超300万円以下の部分 | 納める税額×20% (さらに10%を加算する場合があります) |
| | 納める税額のうち300万円を超える部分 | 納める税額×30% ^(※) (さらに10%を加算する場合があります) |
| | ただし、県の調査による更生・決定があることを予知しないで期限後に申告した場合 | 納める税額×5% |
| 重加算金 | 故意に税を免れようとした場合 | |
| | 期限内に申告している場合 | 増差税額×35% (さらに10%を加算する場合があります) |
| | 期限後に申告した場合又は申告しなかった場合 | 納める税額×40% (さらに10%を加算する場合があります) |

※ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以降に申告書の提出期限が到来する地方税について適用されます。

還付加算金

納め過ぎとなった税金を還付又は他の未納に係る徴収金に充当する際、還付又は充当する額に還付加算金を加算します（100円未満の端数又は全額が1,000円未満であるときは、その還付加算金を切り捨てます。）。

還付加算金は、その起算日から還付の支払決定日又は充当日（充当日前に充当適状日がある場合は、その充当適状日）までの期間に年7.3%と^(※) 還付加算金特例基準割合のいずれか低い割合により計算されます。

※ 「還付加算金特例基準割合」とは、銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）から算出される割合として財務大臣が告示する割合に年0.5%を加算した割合です（令和5年中は、年0.9%）。

県税の納付場所・方法

6 県税の納付について

| 区 分 | 納 付 場 所 ・ 方 法 | 対 象 税 目 |
|------------------|--|--|
| スマートフォン決済アプリ | PayB、PayPay、LINE Pay ※地方税統一QRコード(eL-QR)付き納付書は、上記の決済アプリ以外も利用可能です。利用可能なアプリは、下記の地方税お支払サイトをご確認ください。 | 納付書にバーコードが印字されたものに限ります。 また、納期限を過ぎると、納付できない場合があります。 |
| コンビニエンスストア | くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100、MMK設置店 | |
| Pay-easy (ペイジー) | 「Pay-easy (ペイジー)」納付を取り扱っている金融機関(指定金融機関、収納代理金融機関に限る。)のインターネットバンキング(パソコン)、モバイルバンキング(携帯電話)、ATMで納付できます。 詳細については、各金融機関までお問い合わせください。 納付書等の発行から概ね2日間は、ペイジーで納付できます。お急ぎの場合は、金融機関等の窓口をご利用ください。 | 原則、納付書に「Pay-easy (ペイジー) マーク」が記載されているものに限ります。 ※ただし、地方税統一QRコード(eL-QR)付き納付書は、下記の地方税お支払サイトから「Pay-easy (ペイジー)」で納付できます。  |
| 地方税お支払サイト | 納付書に印刷されたeL-QRやeL番号(注1)を使い、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、クレジットカード(注2)やインターネットバンキング等で納付することができます。 詳しくは地方税お支払サイト https://www.payment.eltax.lta.go.jp をご覧ください。  | 自動車税 (種別割) |
| 地方税統一QRコード対応金融機関 | eL-QR付きの納付書は、全国の対応金融機関で納付できます。 詳しくは、eLTAX地方税ポータルシステム https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ をご覧ください。  | |
| 茨城県指定金融機関 | 常陽銀行の本店・支店(県外の支店を含む。) | |
| 茨城県収納代理金融機関 | ①全国の本店・支店で納付できる収納代理金融機関 筑波銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東邦銀行、足利銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、福島銀行、栃木銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、烏山信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、横浜幸銀信用組合及び中央労働金庫 ②茨城県内の本店・支店で納付できる収納代理金融機関 茨城県信用組合、東日本信用漁業協同組合連合会、茨城県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合 ③茨城県内の支店で納付できる収納代理金融機関 ハナ信用組合 ④ゆうちょ銀行・郵便局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県の各県内及び東京都内のゆうちょ銀行の本店・支店及び郵便局 | 個人県民税、地方消費税を除く県税。 なお、口座振替は自動車税(種別割)、個人事業税のみのお取扱いです。 |
| 県 税 事 務 所 | 県内の各県税事務所(75ページをご覧ください。) | |

納税カレンダー

| 月 | 県 税 | 国 税 | 市 町 村 税 |
|-----------|-------------------|--|-----------------------------|
| 令和5年 4 | | | 固定資産税・都市計画税(第1期分) |
| 5 | 自動車税(種別割)・ 鉦区税 | 所得税(第3期延納分) | 軽自動車税(種別割) |
| 6 | | | 個人市町村民税・個人県民税(第1期分) |
| 7 | | 所得税(第1期分) | 固定資産税・都市計画税(第2期分) |
| 8 | 個人事業税 (第1期分) | | 個人市町村民税・個人県民税(第2期分) |
| 9 | | | |
| 10 | | | 個人市町村民税・個人県民税(第3期分) |
| 11 | 個人事業税 (第2期分) | 所得税(第2期分) | |
| 12 | | | 固定資産税・都市計画税(第3期分) |
| 令和6年 1 | 県民税株式等譲渡所得 割 | | 個人市町村民税・個人県民税(第4期分) |
| 2 | | 所得税の確定申告納付 (2月16日から3月 15日まで)、贈与税の 申告納付(2月1日か ら3月15日まで) | 固定資産税・都市計画税(第4期分) |
| 3 | | 個人事業者の消費税の 確定申告納付(1月1 日から3月31日まで) | 個人市町村民税・個人県民税の申告 (15日まで) |

※ 県税には、上表のほか、次の納期のものがあります。

法人県民税・法人事業税……………原則として事業年度終了後2か月以内
 県民税利子割・県民税配当割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 … 原則として毎月
 不動産取得税・自動車税(環境性能割・種別割) …… 取得のつど
 狩猟税…………… 登録のつど
 鉦区税…………… 鉦業権設定のつど

※ 市町村税の納期は、市町村によって異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。
 なお、上表のほか、次の納期のものがあります。

法人市町村民税……………(中間申告分) 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
 (確定申告分) 事業年度終了の日から2か月以内
 軽自動車税(環境性能割・種別割) …… 取得のつど
 個人市町村民税・個人県民税(特別徴収分)・市町村たばこ税・入湯税・鉦産税 … 原則として毎月
 国民健康保険税…………… 市町村ごとに定める月

市町村税についてのお問い合わせ先

7 税についてのお問い合わせ先

県内市町村税担当課一覧

| | 市町村名 | 担当課名 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|---|---------|-------|----------|--------------------|--------------|
| あ | 阿見町 | 税務課 | 300-0392 | 稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 | 029-888-1111 |
| い | 石岡市 | 税務課 | 315-8640 | 石岡市石岡一丁目1番地1 | 0299-23-1111 |
| | 潮来市 | 税務課 | 311-2493 | 潮来市辻626 | 0299-63-1111 |
| | 稲敷市 | 税務課 | 300-0595 | 稲敷市犬塚1570番地1 | 029-892-2000 |
| | 茨城町 | 税務課 | 311-3192 | 東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 | 029-292-1111 |
| う | 牛久市 | 税務課 | 300-1292 | 牛久市中央三丁目15番地1 | 029-873-2111 |
| お | 大洗町 | 税務課 | 311-1392 | 東茨城郡大洗町磯浜町6881-275 | 029-267-5111 |
| | 小美玉市 | 税務課 | 319-0192 | 小美玉市堅倉835 | 0299-48-1111 |
| か | 笠間市 | 税務課 | 309-1792 | 笠間市中央三丁目2番1号 | 0296-77-1101 |
| | 鹿嶋市 | 税務課 | 314-8655 | 鹿嶋市大字平井1187番地1 | 0299-82-2911 |
| | かすみがうら市 | 税務課 | 315-8512 | かすみがうら市上土田461 | 0299-59-2111 |
| か | 神栖市 | 課税課 | 314-0192 | 神栖市溝口4991-5 | 0299-90-1134 |
| | 河内町 | 税務課 | 300-1392 | 稲敷郡河内町源清田1183 | 0297-84-2111 |
| き | 北茨城市 | 税務課 | 319-1592 | 北茨城市磯原町磯原1630 | 0293-43-1111 |
| こ | 古河市 | 市民税課 | 306-8601 | 古河市長谷町38番18号 | 0280-22-5111 |
| | 五霞町 | 町民税務課 | 306-0392 | 猿島郡五霞町小福田1162番地1 | 0280-84-1111 |
| さ | 境町 | 税務課 | 306-0495 | 猿島郡境町391番地1 | 0280-81-1300 |
| | 桜川市 | 税務課 | 309-1293 | 桜川市羽田1023番地 | 0296-58-5111 |
| し | 下妻市 | 税務課 | 304-8501 | 下妻市本城町三丁目13番地 | 0296-43-2111 |
| し | 常総市 | 税務課 | 303-8501 | 常総市水海道諏訪町3222-3 | 0297-23-2111 |
| | 城里町 | 税務課 | 311-4391 | 東茨城郡城里町大字石塚1428-25 | 029-288-3111 |
| た | 大子町 | 税務課 | 319-3521 | 久慈郡大子町大字北田気662番地 | 0295-72-1111 |
| | 高萩市 | 税務課 | 318-8511 | 高萩市本町1-100-1 | 0293-23-1111 |
| ち | 筑西市 | 市民税課 | 308-8616 | 筑西市丙360番地 | 0296-24-2111 |
| つ | つくば市 | 市民税課 | 305-8555 | つくば市研究学園一丁目1番地1 | 029-883-1111 |
| | つくばみらい市 | 税務課 | 300-2395 | つくばみらい市福田195番地 | 0297-58-2111 |
| と | 土浦市 | 課税課 | 300-8686 | 土浦市大和町9番1号 | 029-826-1111 |
| | 東海村 | 税務課 | 319-1192 | 那珂郡東海村東海三丁目7番1号 | 029-282-1711 |
| と | 取手市 | 課税課 | 302-8585 | 取手市寺田5139番地 | 0297-74-2141 |
| | 利根町 | 税務課 | 300-1696 | 北相馬郡利根町布川841-1 | 0297-68-2211 |
| な | 那珂市 | 税務課 | 311-0192 | 那珂市福田1819-5 | 029-298-1111 |
| | 行方市 | 税務課 | 311-3892 | 行方市麻生1561-9 | 0299-72-0811 |
| は | 坂東市 | 課税課 | 306-0692 | 坂東市岩井4365番地 | 0297-35-2121 |
| ひ | 日立市 | 市民税課 | 317-8601 | 日立市助川町一丁目1番1号 | 0294-22-3111 |
| | 常陸太田市 | 税務課 | 313-8611 | 常陸太田市金井町3690 | 0294-72-3111 |
| | 常陸大宮市 | 税務徴収課 | 319-2292 | 常陸大宮市中富町3135-6 | 0295-52-1111 |
| | ひたちなか市 | 市民税課 | 312-8501 | ひたちなか市東石川二丁目10番1号 | 029-273-0111 |
| ほ | 鉾田市 | 税務課 | 311-1592 | 鉾田市鉾田1444-1 | 0291-33-2111 |
| み | 水戸市 | 市民税課 | 310-8610 | 水戸市中央1-4-1 | 029-224-1111 |
| | 美浦村 | 税務課 | 300-0492 | 稲敷郡美浦村大字受領1515番地 | 029-885-0340 |
| も | 守谷市 | 税務課 | 302-0198 | 守谷市大柏950番地の1 | 0297-45-1111 |
| や | 八千代町 | 税務課 | 300-3592 | 結城郡八千代町大字菅谷1170番地 | 0296-48-1111 |
| ゆ | 結城市 | 税務課 | 307-8501 | 結城市中央町二丁目3番地 | 0296-32-1111 |
| り | 龍ヶ崎市 | 税務課 | 301-8611 | 龍ヶ崎市3710番地 | 0297-64-1111 |

国税についてのお問い合わせ先

7 税についてのお問い合わせ先

県内税務署一覧

| 署名 | 所在地・電話番号 | 管轄区域 |
|--------|---|--|
| 水戸税務署 | 〒310-8666 水戸市北見町1-17 (Tel) 029(231)4211 (自動音声案内) | 水戸市 笠間市 小美玉市 東茨城郡 |
| 日立税務署 | 〒317-8602 日立市若葉町2-1-8 (Tel) 0294(21)6346 (自動音声案内) | 日立市 高萩市 北茨城郡 |
| 土浦税務署 | 〒300-8601 土浦市城北町4-15 (Tel) 029(822)1100 (自動音声案内) | 土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市 |
| 古河税務署 | 〒306-8686 古河市北町5-2 (Tel) 0280(32)4161 (自動音声案内) | 古河市 河東市 猿島郡 |
| 下館税務署 | 〒308-8608 筑西市丙116-16 筑西しもだて合同庁舎 (Tel) 0296(24)2121 (自動音声案内) | 筑西市 結城市 下妻市 常総市 桜川市 結城郡 |
| 竜ヶ崎税務署 | 〒301-8601 竜ヶ崎市川原代町1182-5 (Tel) 0297(66)1303 (自動音声案内) | 竜ヶ崎市 取手市 牛久谷市 守谷市 稲敷市 稲敷郡 北相馬郡 |
| 太田税務署 | 〒313-8686 常陸太田市金井町3662 (Tel) 0294(72)2171 (自動音声案内) | 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡 |
| 潮来税務署 | 〒311-2492 潮来市小泉南1358 (Tel) 0299(66)6931 (自動音声案内) | 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 |

県税についてのお問い合わせ先

7 税についてのお問い合わせ先

※ 本県には、5か所の県税事務所と3か所の支所（高萩・稲敷・境）がございます。
 一部の税目で取り扱う県税事務所が異なりますので、ご注意ください。
 なお、県税の納付はすべての県税事務所と支所（自動車税分室を除く）の窓口で、管轄にかかわらず取り扱います。

水戸県税事務所

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1

029-221-4803 総務
 029-221-6670 納税窓口、納税証明、口座振替
 029-221-6605 納税相談、自動車税（種別割）
 029-221-6768 納税相談
 029-221-4800 個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、狩猟税、個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、不動産取得税
 029-221-4820 不動産取得税
 029-221-4860 外形標準課税調査

Email: mizei@pref. ibaraki. lg. jp

管 轄 区 域

水戸市・笠間市・小美玉市・東茨城郡 ※1、※2

常陸太田県税事務所

〒313-8666 常陸太田市山下町4119

0294-80-3310 総務
 0294-80-3313 納税窓口、納税証明、口座振替
 0294-80-3314 納税相談、自動車税（種別割）
 0294-80-3316 納税相談
 0294-80-3311 個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、狩猟税、個人県民税、県民税利子割、不動産取得税

Email: hizei@pref. ibaraki. lg. jp

管 轄 区 域

日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・那珂郡・久慈郡 ※1、※4

常陸太田県税事務所 高萩支所

〒318-0031 高萩市春日町3-1

0293-22-2019 総務、納税窓口、納税証明、個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税（免税軽油のみ）、不動産取得税（住宅用土地の減額申請のみ）、自動車税（種別割）（心身に障害のある方に係る減免申請のみ）

Email: hizei05@pref. ibaraki. lg. jp

管 轄 区 域

日立市・高萩市・北茨城市 ※1、※3

行方県税事務所

〒311-3893 行方市麻生1700-6

0299-72-0771 総務
 0299-72-0041 納税窓口、納税証明、口座振替
 0299-72-0482 納税相談、自動車税（種別割）
 0299-72-0772 納税相談
 0299-72-0483 個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、狩猟税、個人県民税、県民税利子割、不動産取得税

0299-72-0773 不動産取得税

Email: namezei@pref. ibaraki. lg. jp

管 轄 区 域

鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市 ※1

（※1）納税証明については、県内全域を取り扱います。
 （※2）配当割、株式等譲渡所得割については、県内全域を水戸県税事務所で行います。

土 浦 県 税 事 務 所

〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26

029-822-7176 総務
029-822-7203 納税窓口、納税証明、口座振替
029-822-7205 納税相談、自動車税（種別割）
029-822-7208 納税相談
029-822-7230 納税相談
029-822-7212 個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、狩猟税、個人県民税、県民税利子割
029-822-7216 不動産取得税

Email: tsuchizei@pref.ibaraki.lg.jp

管 轄 区 域

土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・つくば市・守谷市・稲敷市・かすみがうら市・つくばみらい市・稲敷郡・北相馬郡 ※1、※4

土 浦 県 税 事 務 所 稲 敷 支 所

〒300-0593 稲敷市江戸崎甲 541

029-892-6111 総務、納税窓口、納税証明、個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税（免税軽油のみ）、不動産取得税（住宅用土地の減額申請のみ）、自動車税（種別割）（心身に障害のある方に係る減免申請のみ）

Email: tsuchizei07@pref.ibaraki.lg.jp

管 轄 区 域

龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・稲敷郡・北相馬郡 ※1、※3

筑 西 県 税 事 務 所

〒308-8511 筑西市二木成 615

0296-24-9183 総務
0296-24-9184 納税窓口、納税証明、口座振替、
0296-24-9157 納税相談
0296-24-9190 納税相談、自動車税（種別割）
0296-24-9192 個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、狩猟税、個人県民税、県民税利子割
0296-24-9197 不動産取得税

Email: chikuzei@pref.ibaraki.lg.jp

管 轄 区 域

古河市・結城市・下妻市・常総市・筑西市・坂東市・桜川市・結城郡・猿島郡 ※1、※4

筑 西 県 税 事 務 所 境 支 所

〒306-0404 猿島郡境町長井戸 320

0280-87-1120 総務、納税窓口、納税証明、個人事業税、法人県民税、法人事業税、軽油引取税（免税軽油のみ）、不動産取得税（住宅用土地の減額申請のみ）、自動車税（種別割）（心身に障害のある方に係る減免申請のみ）

Email: chikuzei05@pref.ibaraki.lg.jp

管 轄 区 域

古河市・坂東市・猿島郡 ※1、※3

（※3）軽油引取税（免税軽油のみ）、不動産取得税（住宅用土地の減額申請のみ）及び自動車税（種別割）（心身に障害のある方に係る減免申請のみ）については、支所において本所の管轄範囲も取り扱います。

（※4）個人事業税、法人県民税、法人事業税については、支所の管轄範囲を除きます。

県税についてのお問い合わせ先
 7 税についてのお問い合わせ先

水戸県税事務所 自動車税分室

〒310-0844 水戸市住吉町292-10
 029(247)1297
 自動車税(環境性能割・種別割)
 (種別割については、証紙徴収に係るもののみ)

管 轄 区 域

水戸市・日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・常陸大宮市・那珂市・神栖市・行方市・鉾田市・小美玉市・東茨城郡・那珂郡・久慈郡 ※5

土浦県税事務所 自動車税分室

〒300-0847 土浦市卸町2-1-5
 029(842)7812
 自動車税(環境性能割・種別割)
 (種別割については、証紙徴収に係るもののみ)

管 轄 区 域

土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・取手市・牛久市・つくば市・守谷市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・つくばみらい市・稲敷郡・結城郡・猿島郡・北相馬郡 ※5

(※5) 納税証明については、自動車税(種別割)に限り取り扱います。

県税事務所管轄区域

7 税についてのお問い合わせ先

(令和5年4月1日現在)



注1 自動車税（環境性能割・種別割）（種別割については、証紙徴収に係るもののみ）の管轄区域は、次のとおりです。

| 管轄事務所 | 管轄区域 |
|---------------------|---|
| 水戸県税事務所 （自動車税分室） | 上の図の水戸県税事務所、常陸太田県税事務所、常陸太田県税事務所高萩支所及び行方県税事務所の管轄区域 |
| 土浦県税事務所 （自動車税分室） | 上の図の土浦県税事務所、土浦県税事務所稲敷支所、筑西県税事務所及び筑西県税事務所境支所の管轄区域 |

注2 個人県民税、県民税利率割、不動産取得税（住宅用土地の減額申請を除く）、ゴルフ場利用税、軽油引取税（免税軽油を除く）、自動車税（種別割）（減免申請を除く）及び狩猟税の管轄区域は、次のとおりです。

| 管轄事務所 | 管轄区域 |
|-----------|-----------------------------------|
| 水戸県税事務所 | 上の図のとおり |
| 常陸太田県税事務所 | 上の図の常陸太田県税事務所及び常陸太田県税事務所高萩支所の管轄区域 |
| 行方県税事務所 | 上の図のとおり |
| 土浦県税事務所 | 上の図の土浦県税事務所及び土浦県税事務所稲敷支所の管轄区域 |
| 筑西県税事務所 | 上の図の筑西県税事務所及び筑西県税事務所境支所の管轄区域 |

注3 県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割及び外形標準課税調査の管轄区域は、次のとおりです。

| 管轄事務所 | 管轄区域 |
|---------|------|
| 水戸県税事務所 | 県内全域 |



茨城県

令和5年度 いばらき県税ガイドブック

編集・発行 茨城県総務部税務課
水戸市笠原町978-6
電話 029 (301) 1111 (代)
029 (301) 2414 直通
Email:zeimu@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページアドレス

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

(茨城県ホームページの「茨城で暮らす」→「税金」→「くらしと県税」
→「県税のホームページへようこそ」)

